

第2号様式(第10条関係)

令和5年4月25日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

石原 朝子



令和4年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和4年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和4年度 政務活動費収支報告書

議員名 石原 朝子



1 収 入 政務活動費 1,800,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費	0	
研 修 費	0	
広聴広報費	3,360	切手代(議会活動報告発送)
要請陳情等 活 動 費	0	
会 議 費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	106,200	沖縄タイムス・琉球新報・八重山日報購読代
事 務 所 費	1,094,257	家賃・水道・電気代
事 務 費	166,307	固定電話料金・コピーカウンター料・リース料 備品・事務用品代・文具代
人 件 費	882,317	雇用職員賃金・(労働保険料)
合 計	2,252,441	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 0 円

経費区分別支出一覧表

経費区分 広聴広報費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
3/28	切手代(議会活動報告発送)40件	3,360	全額	3,360
A. 小計				3,360
B. 支払証明書計				
広聴広報費 充当合計				3,360

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額 : 3,360円

●議会活動報告発送代切手代

(那覇市・宜野湾市・沖縄市・糸満市・豊見城市・西原町・北中城・浦添市) 40件

領収書

第 305457-11 号

おなまえ	石原朝子様		<領収内訳>	<備考>
受領金額	万円	千円	現金 3,360 円	
		円	小切手 円	
	内消費税額 0円		切手 円	
※ 金額欄を訂正しているものは無効です			証紙 円	
			キャッシュレス決済 円	
			(決済ブランド名:)	

		お取引の内容	
郵便	切手・葉書・印紙・販売品の販売	44枚・切手券 (@ 840円) × 4	(枚・個・通・件)
	郵便料金の収納	(@ 円) ×	(枚・個・通・件)
	[別納 計器予納金 受取人払] [滞払 その他()]	(@ 円) ×	(枚・個・通・件)
		(@ 円) ×	(枚・個・通・件)
		(@ 円) ×	(枚・個・通・件)
貯金			
保険	保険料の払込み	保険証券(書)の記号番号	払込期間及び払込月数
			年 月期から 年 月期まで 年 月分 年 月期から 年 月期まで 年 月分
物販等	店頭販売商品の販売 カタログ販売 その他()	(申込書番号)	

上記の金額を、確かに領収いたしました。

2023年 3月 28日

日本郵便株式会社

(所在地: 東京都千代田区大手町2丁目3番1号)

取扱郵便局 郵便局

電話番号 098-998-2642

取扱者氏名

【郵便局】
収入印紙

課税相当額
以上貼付

取扱者
印

※ 裏面の「ご注意」欄をご確認ください。

第 305457-11 号

広報紙充当可能割合確認票

議員名

石原 朝子

広報紙名	紙面割合
議会活動報告	<ul style="list-style-type: none"> ●全体面積: $36.4\text{cm} \times 25.7\text{cm} \times 2\text{面} = 1870.9\text{cm}^2$ ●充当対象外記事: 面積計 = 0cm^2 FALSE ●充当可能割合: $1 - (0\text{cm}^2 / 1870.9\text{cm}^2) = 1 \approx 100/100$以下

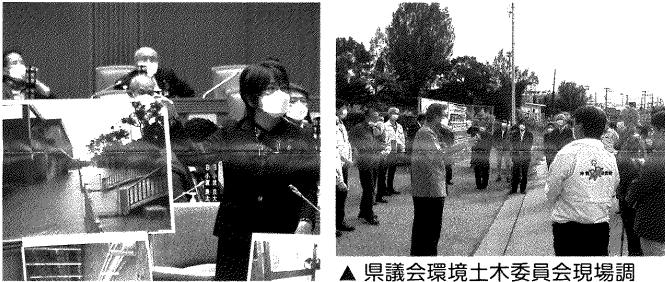


令和4年 一般質問(抜粋)

令和4年度2月補正予算、東風平中学校緊急的浸水被害 軽減対策費1億500万円。令和5年度当初予算 報得川河川改修費9,000万円計上。

Q.2級河川である報得川河川整備について、整備遅れにより東風平中学校児童生徒の安全が確保されず、優良農地や市街化整備等、八重瀬町のまちづくりに多大な影響与えている。あと何年かかるのか?

A.令和4年度に用地買収が完了し、令和5年度から橋梁の箇所から工事を行う。改修が進む間、少しでもリスク減らすよう取組んでいく。



▲ 県議会環境土木委員会現場調

Q.がん患者のアピランスケアに関する支援が必要だと思うが、県の取組みは?

A.がん治療の副作用や手術による外見の変化に悩んでいる方の社会参加を促進し、療養生活の質の向上を図ることは重要である。患者団体等からの意見や国及び他県の状況な報収集に努め、検討していく。

Q.子ども医療費助成制度拡充に伴う国民健康保険の国庫負担金ペナルティー対応は?

A.市町村支援するため国庫負担金減額調整補助4,600万円を計上。国庫負担金減額調整措置の廃止、子どもの医療に関わる全国一律の制度の創設について全国知事会等を通じて国に要請する。

Q.難聴児の早期発見・早期療育の支援は?

A.琉球大学病院内に「きこえ支援センター」設置され産科医療機関や市町村からの相談の対応、技術支援を行っている。保育所や障害児通所支援事業所等へ言語聴覚士等の専門職員を派遣し、障害児療育支援事業等を実施。



▲ 東風平中学校浸水状況を訴える。

Q.向陽高校、開邦高校、球陽高校は県立の進学校3Kとして設置された。なぜ向陽高校のみ中高一貫校として取組まないのか?

A.進学校としてスタートしたことは、理解しているが新たな中高一貫校については、県全体の地域の状況等を踏まえ、まずは既設校、学科改編、学級増なども含めて全体的な視点で可能性を検討する。

Q.給食費の無償化について、知事として公約実現の目標年次について伺う。

A.各市町村のご理解いただきながらできる限り早いタイミングで実現したい。

Q.教職員の精神疾患による病気休職者の取得率は、全国と比較してどのような状況か?

A.沖縄県は1.21%、全国は0.56%となっております。メンタルヘルス対策として、予防事業や相談事業、療養及び復職支援等を行い、メンタル不調や再発防止等に取り組んでいる。

Q.里親契約解除事案発生後の児童相談所の再発防止に向けた取組状況は?

A.令和4年6月調査委員会の中間報告の意見等を踏まえ、児童等の意向を尊重しながら、関係者の協力体制の再構築に取り組んでいる。

— 令和4年 一般質問(抜粋) —

Q.1期4年なぜ久辺3区のみなさんと対話する機会を設けなかったのか?

A.知事就任以降、名護市や久辺3区から要望がなかった。(知事公室長)
県民の意見を拝聴するというのは大切にしたい。
できるだけ早期に設けていきたい。(知事)



久辺3区(久志、辺野古、豊原)意見交換(11月4日)

①「普天間地域で暮らす人々の安全確保」②「条件付き容認であること」③「久辺3区で暮らす人々の安全確保をしっかりと守っていただきたい」と皆さんが思いを語られていた。

視察・研修意見交換会



北陸佐渡視察(令和4年7月31日～8月3日)

石川県金沢市に「Share金沢」を訪問。性別、年齢、障害の有無に関係なく(ごちゃまぜ)と称し、個々人が活躍できる共助、共創型の安心・安全なコミュニティーを形成し、地域と一体化の実現。

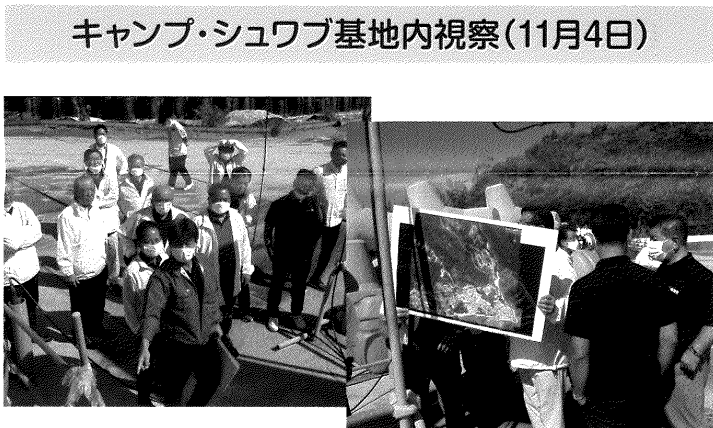
新潟県佐渡市は高速艇(ジェットfoil)の導入や老朽化した観光施設への国の交付金を活用し観光客誘致に取り組んでいた。本県においても2件の事例は、積極的に取り入れるべく提言していく。



北米沖縄県人会との意見交換会 (令和4年9月14日～9月20日)

北米沖縄県人会の皆さんとの交流会の中で、本県に対して「人材育成の充実」「世界うちなーんちゅ大会」等の要望が多く出されていた。要望された内容については、実現に向けて本会議や委員会などに取り上げていく。

台湾視察(令和4年11月7日～10日)



キャンプ・シュワブ基地内視察(11月4日)

キャンプシュワブにおける普天間飛行場代替施設建設に伴う埋め立て工事の進捗状況を視察した。視察はキャンプシュワブの全域が眺望できる物見塔に登り、仲里全孝議員からマスタープランにより工事の範囲と進捗状況の説明を受けた。



台湾コロナ禍からの経済再生状況確認。台湾海峡の緊迫した状況下にある中、台湾のシンクタンクで国防専門家との意見交換会。台湾有事については、日本にとっても特に国境の島である本県の危機意識をいかに高めていくか、漠然とした考えではなくしっかりと国民、県民の命と財産を守るため国や沖縄県としてやるべきことを調査、研修等を重ねて取り組んでいく必要がある。

経費区分別支出一覧表

経費区分 資料購入費

日付	使途内容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	新聞購読料(琉球新報令和4年4月～令和5年3月分)	36,900	全額	36,900
毎月払	新聞購読料(沖縄タイムス令和4年4月～令和5年3月分)	36,900	全額	36,900
毎月払	新聞購読料(八重山日報令和4年4月～令和5年3月分)	32,400	全額	32,400
資料購入費 充当合計				106,200

資料購入費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 3,075 円 (4 月分)

●新聞購読料(琉球新報)

2022 年 4 月分 領収証 000026
 東風平30-11 006-001-1-1-015381
 Kafuna F 202
 石原朝子 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
			消費税額込

上記金額を領収しました。
 4 年 4 月 12 日

※軽減税率対象

販売店 東風平一
 TEL [REDACTED]
 住所 伊箱73-1
 店主 比嘉義文

読者ID

印刷日
 2022/04/12

担当者印

自振・クレジット払いで Tポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 3,075 円 (5 月分)

●新聞購読料(琉球新報)

2022 年 5 月分 領収証 000025
 東風平30-11 006-001-1-1-015381
 Kafuna F 202
 石原朝子 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
			消費税額込

上記金額を領収しました。
 4 年 5 月 16 日

※軽減税率対象

販売店 東風平一
 TEL [REDACTED]
 住所 伊箱73-1
 店主 比嘉義文

読者ID

印刷日
 2022/05/16

担当者印

自振・クレジット払いで Tポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

資料購入費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 3,075円 (6月分)

●新聞購読料(琉球新報)

2022年6月分 領収証 000025
 東風平30-11 006-001-1-1-015381
 KafunaF202
 石原朝子 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075

消費税込
 上記金額を領収しました。
 2022年7月12日

※軽減税率対象

販売店 東風平一
 TEL [REDACTED]
 住所 伊勢73-1
 店主 比嘉義文

読者ID [REDACTED]

担当者印

印刷日
 2022/06/09

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 3,075円 (7月分)

●新聞購読料(琉球新報)

2022年7月分 領収証 000025
 東風平30-11 006-001-1-1-015381
 KafunaF202
 石原朝子 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075

消費税込
 上記金額を領収しました。
 2022年8月15日

※軽減税率対象

販売店 東風平一
 TEL [REDACTED]
 住所 伊勢73-1
 店主 比嘉義文

読者ID [REDACTED]

担当者印

印刷日
 2022/07/19

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

資料購入費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 3,075円 (8月分)

●新聞購読料(琉球新報)

2022年8月分 領収証 000025
 東風平30-11 006-001-1-1-015381
 KafunaF202
 石原朝子 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075

消費税額込

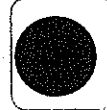
上記金額を領収しました。
 4年8月20日

※軽減税率対象

販売店 東風平一
 TEL [REDACTED]
 住所 伊弉73-1
 店主 比嘉義文

印刷日
 2022/08/09

担当者印



自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎 にご登録ありがとうございます

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 3,075円 (9月分)

●新聞購読料(琉球新報)

2022年9月分 領収証 000024
 東風平30-11 006-001-1-1-015381
 KafunaF202
 石原朝子 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075

消費税額込

上記金額を領収しました。
 4年10月4日

※軽減税率対象

販売店 東風平一
 TEL [REDACTED]
 住所 伊弉73-1
 店主 比嘉義文

印刷日
 2022/09/07

担当者印



自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎 にご登録ありがとうございます

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 3,075円 (10月分)

●新聞購読料(琉球新報)

2022年10月分 領収証 000024
 東風平30-11 006-001-1-1-015381
 KafunaF202
 石原朝子 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
			消費税額込

上記金額を領収しました。
 2022年11月17日

※軽減税率対象

読者ID

販売店 東風平一
 TEL
 住所 伊羅73-1
 店主 比嘉義文

担当者印

印刷日
 2022/10/06

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈

毎度ご愛読ありがとうございます

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 3,075円 (11月分)

●新聞購読料(琉球新報)

2022年11月分 領収証 000024
 東風平30-11 006-001-1-1-015381
 KafunaF202
 石原朝子 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
			消費税額込

上記金額を領収しました。
 2022年12月13日

※軽減税率対象

読者ID

販売店 東風平一
 TEL
 住所 伊羅73-1
 店主 比嘉義文

担当者印

印刷日
 2022/11/10

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈

毎度ご愛読ありがとうございます

資料購入費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 3,075円 (12月分)

●新聞購読料(琉球新報)

2022年12月分 ⁴⁴ 領収証 000021
 東風平30-11 006-001-1-1-015381
 KafunaF202
 石原朝子 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
			消費税額込

上記金額を領収しました。
 2022年12月17日

琉球新報

※軽減税率対象 読者ID
 販売店 東風平一
 TEL
 住所 伊羅73-1
 店主 比嘉義文
 印附日 2022/12/07
 担当者印
 自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 3,075円 (/ 月分)

●新聞購読料(琉球新報)

2023年1月分 領収証 000021
 東風平30-11 006-001-1-1-015381
 KafunaF202
 石原朝子 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
			消費税額込

上記金額を領収しました。
 2023年1月13日

琉球新報

※軽減税率対象 読者ID
 販売店 東風平一
 TEL
 住所 伊羅73-1
 店主 比嘉義文
 印附日 2023/01/13
 担当者印
 自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

資料購入費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 3,075円 (2月分)

●新聞購読料(琉球新報)

2023年2月分 領収証 000020
東風平30-11 006-001-1-1-015381
KafunaF202
石原朝子 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075

消費税額込

上記金額を領収しました。
2023年2月14日

※軽減税率対象

販売店 東風平一
TEL [Redacted]
住所 伊覇73-1
店主 比嘉義文

読者ID [Redacted]
担当者印 [Redacted]
印刷日 2023/02/06

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 3,075円 (3月分)

●新聞購読料(琉球新報)

2023年3月分 領収証 000020
東風平30-11 006-001-1-1-015381
KafunaF202
石原朝子 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075

消費税額込

上記金額を領収しました。
2023年3月14日

※軽減税率対象

販売店 東風平一
TEL [Redacted]
住所 伊覇73-1
店主 比嘉義文

読者ID [Redacted]
担当者印 [Redacted]
印刷日 2023/03/06

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます

資料購入費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 3,075円(4月分)

●新聞購読料(沖縄タイムス)

お問い合わせ番号: 0609-00709007
 領収書 No: 28436008
 2022年4月分 領収書
石原 ともこ様

御購読
 ありがとうございます。

合計	3,075円 (内消費税 227)	
銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
 ※上記の金額を、
 領収致しました。

沖縄タイムス
 販売店 東風平販売センター
 (事業者番号 [REDACTED])
 TEL [REDACTED]
 店主 中村 枝史奈

領収日
 5/20

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 3,075円(5月分)

●新聞購読料(沖縄タイムス)

お問い合わせ番号: 0609-00709007
 領収書 No: 28594697
 2022年5月分 領収書
石原 ともこ様

御購読
 ありがとうございます。

合計	3,075円 (内消費税 227)	
銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
 ※上記の金額を、
 領収致しました。

沖縄タイムス
 販売店 東風平販売センター
 (事業者番号 [REDACTED])
 TEL [REDACTED]
 店主 中村 枝史奈

領収日
 6/21

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 3,075 円 (6 月分)

●新聞購読料(沖縄タイムス)

お問い合わせ番号: 0609-00709007
 領収書 No: 28735951
 2022年 6 月分 領収書
石原 ともこ 様

御購読
 ありがとうございます。

合計	3,075 円 (内消費税 227)	
銘 柄	部 数	金 額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象
 ※上記の金額を、
 領収致しました。

8%対象 3,075円 消費税 227円

沖縄タイムス

販売店 東風平販売センター
 (事業者番号 T)
 TEL [REDACTED]
 店主 中村 枝更奈

領収日
 7/21

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 3,075 円 (7 月分)

●新聞購読料(沖縄タイムス)

お問い合わせ番号: 0609-00709007
 領収書 No: 28891808
 2022年 7 月分 領収書
石原 ともこ 様

御購読
 ありがとうございます。

合計	3,075 円 (内消費税 227)	
銘 柄	部 数	金 額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象
 ※上記の金額を、
 領収致しました。

8%対象 3,075円 消費税 227円

沖縄タイムス

販売店 東風平販売センター
 (事業者番号 T)
 TEL [REDACTED]
 店主 中村 枝更奈

領収日
 8/17

資料購入費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 3,075円 (8月分)

●新聞購読料(沖縄タイムス)

お問い合わせ番号: 0609-00709007
 領収書 No: 29055502
 2022年 8月分 領収書
石原 ともこ様
 御購読ありがとうございます。合計 **3,075円**
 (内消費税 227円)

銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
 上記の金額を、領収致しました。
沖縄タイムス
 販売店 東風平販売センター
 (事業者番号 [REDACTED])
 TEL [REDACTED]
 店主 中村 枝吏奈

領収日 **9/6**

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 3,075円 (9月分)

●新聞購読料(沖縄タイムス)

領収証

石原ともこ事務所様

No. _____

金額	¥	3	0	7	5	—
----	---	---	---	---	---	---

内訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額等(%)	
消費税額等(%)	

但し、沖縄タイムス購読料金として(9月分)

2022年10月13日 上記正に領収いたしました

沖縄タイムス東風平販売センター
八重瀬町字東風平595-3
中村 枝吏奈
電話 (098)998-7785

収入印紙

登録番号

資料購入費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 3,075円 (10月分)

●新聞購読料(沖縄タイムス)

お問い合わせ番号: 0609-00709007
 領収書 No: 29357221
 2022年10月分 領収書

石原 ともこ様

御購読
 ありがとうございます。

合計	3,075円	
	(内消費税 227)	
品名	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
 ※上記の金額を、
 領収致しました。

沖縄タイムス

販売店 東風平販売センター
 (事業者番号 T)

TEL [REDACTED]
 店主 中村 枝更奈

領収日
 11/11

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 3,075円 (11月分)

●新聞購読料(沖縄タイムス)

お問い合わせ番号: 0609-00709007
 領収書 No: 29491458
 2022年11月分 領収書

石原 ともこ様

御購読
 ありがとうございます。

合計	3,075円	
	(内消費税 227)	
品名	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
 ※上記の金額を、
 領収致しました。

沖縄タイムス

販売店 東風平販売センター
 (事業者番号 T)

TEL [REDACTED]
 店主 中村 枝更奈

領収日
 12/13

資料購入費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 3,075円 (12月分)

●新聞購読料(沖縄タイムス)

お問い合わせ番号: 0609-00709007
領収書 No: 29701977
2022年 12月分 領収書

石原 ともこ様

御購読
ありがとうございます。合計 3,075円
(内消費税 227円)

銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

8%対象 3,075円 消費税 227円

※軽減税率対象
※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 東風平販売センター
(事業者番号 T [REDACTED])
TEL [REDACTED]
店主 中村 枝更奈

領収日
12

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 3,075円 (/ 月分)

●新聞購読料(沖縄タイムス)

お問い合わせ番号: 0609-00709007
領収書 No: 29800119
2023年 1月分 領収書

石原 ともこ様

御購読
ありがとうございます。合計 3,075円
(内消費税 227円)

銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

8%対象 3,075円 消費税 227円

※軽減税率対象
※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 東風平販売センター
(事業者番号 T [REDACTED])
TEL [REDACTED]
店主 中村 枝更奈

領収日
217

資料購入費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 3,075円(2月分)

●新聞購読料(沖縄タイムス)

お問い合わせ番号: 0609-00709007
 領収書 No: 29933047
 2023年 2月分 領収書
石原 ともこ様

御購読ありがとうございます。 合計 **3,075円**
 (内消費税 227)

品名	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
 ※上記の金額を、領収致しました。

沖縄タイムス
 販売店 東風平販売センター
 (事業者番号 T)
 TEL [REDACTED]
 店主 中村 枝更奈

領収日 3/17

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 3,075円(3月分)

●新聞購読料(沖縄タイムス)

領収証 石原ともこ事務所様 No. _____

金額 ¥ 3,075-

但し、沖縄タイムスご購読料金として(3月分として)

2023年 4月 19日 上記正に領収いたしました

内 訳
 税抜金額
 消費税額(%)
 税抜金額
 消費税額(%)

沖縄タイムス東風平販売センター
八重瀬町字東風平595-3
中村 枝更奈
電話(098)998-7785
 登録番号

資料購入費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 2,700円 (4月分)

領収書

収入印紙

石原朝子事務所 御中

金額 ￥ 2,700 —

但し、 令和4年4月分購読料 として 上記正に領収いたしました。

領収日 令和4年5月9日



株式会社八重山日報社

代表取締役 宮良 雅

〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F

TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 2,700円 (5月分)

●新聞購読料(八重山日報)

領収書

収入印紙

石原朝子事務所 御中

金額 ￥ 2,700 —

但し、 令和4年5月分購読料 として 上記正に領収いたしました。

領収日 令和4年6月3日



株式会社八重山日報社

代表取締役 宮良 雅

〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F

TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印

資料購入費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 2,700円 (6月分)

領収書

収入印紙

石原朝子事務所 御中

金額 ￥ 2,700 —

但し、 令和4年6月分購読料 として 上記正に領収いたしました。
令和4年7月6日



株式会社八重山日報

代表取締役 宮良 薫

〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F

TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印



充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 2,700円 (7月分)

●新聞購読料(八重山日報)

領収書

収入印紙

石原朝子事務所 御中

金額 ￥ 2,700 —

但し、 令和4年7月分購読料 として 上記正に領収いたしました。
令和4年8月16日



株式会社八重山日報

代表取締役 宮良 薫

〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F

TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印



資料購入費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 2,700円 (8月分)

領収書

石原朝子事務所

御中

収入印紙

金額 ￥ 2,700 —

但し、 令和4年8月分購読料 として 上記正に領収いたしました。
令和4年9月16日



THE YAEYAMA NIPPON

株式会社八重山日報社

代表取締役 宮良 和

〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F

TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印



充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 2,700円 (9月分)

●新聞購読料(八重山日報)

領収書

石原朝子事務所

御中

収入印紙

金額 ￥ 2,700 —

但し、 令和4年9月分購読料 として 上記正に領収いたしました。
令和4年10月24日



THE YAEYAMA NIPPON

株式会社八重山日報社

代表取締役 宮良 薫

〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F

TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印



資料購入費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 2,700円 (10月分)

領収書

収入印紙

石原朝子事務所

御中

金額 ￥ 2,700 —

但し、 令和4年10月分購読料 として 上記正に領収いたしました。
令和4年11月4日



株式会社八重山日報社

代表取締役 宮良

〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F

TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 2,700円 (//月分)

●新聞購読料(八重山日報)

領収書

収入印紙

石原朝子事務所

御中

金額 ￥ 2,700 —

但し、 令和4年11月分購読料 として 上記正に領収いたしました。
令和4年12月6日



株式会社八重山日報社

代表取締役 宮良

〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F

TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印

資料購入費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 2,700円 (/2月分)

領収書

石原朝子事務所

御中

収入印紙

金額 ￥ 2,700 —

但し、 令和4年12月分購読料 として 上記正に領収いたしました。
令和5年1月4日



株式会社八重山日報社

代表取締役 宮良 薫

〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F

TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印



充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 2,700円 (/ 月分)

●新聞購読料(八重山日報)

領収書

石原朝子事務所

御中

収入印紙

金額 ￥ 2,700 —

但し、 令和5年1月分購読料 として 上記正に領収いたしました。
令和5年2月6日



THE YAEYAMA NIPPON

株式会社八重山日報社

代表取締役 宮良 薫

〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F

TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印



資料購入費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 2,700円 (2月分)

領収書

石原朝子事務所

御中

収入印紙

金額 ￥ 2,700 —

但し、 令和5年2月分購読料 として 上記正に領収いたしました。
令和5年3月2日



株式会社八重山日報社

代表取締役 宮良 薫

〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F

TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印



充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 2,700円 (3月分)

●新聞購読料(八重山日報)

領収書

石原朝子事務所

御中

収入印紙

金額 ￥ 2,700 —

但し、 令和5年3月分購読料 として 上記正に領収いたしました。
令和5年3月28日



株式会社八重山日報社

代表取締役 宮良 薫

〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F

TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印



経費区分別支出一覧表

経費区分 事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	家賃(令和4年4月・5月・6月・8月分)	365,200	全額	365,200
毎月払	家賃(令和4年7月分)	91,300	1/2	45,650
毎月払	家賃(令和4年9月分)	91,300	1/2	45,650
毎月払	家賃(令和4年10月・11月・12月分) (令和5年1月・2月・3月分)	547,800	全額	547,800
4/11	電気料金 4月分	5,956	全額	5,956
5/12	電気料金 5月分	7,230	全額	7,230
6/14	電気料金 6月分	7,302	全額	7,302
7/20	電気料金 7月分	10,321	1/2	5,160
8/22	電気料金 8月分	11,344	全額	11,344
9/28	電気料金 9月分	9,996	1/2	4,998
10/13	電気料金 10月分	10,193	全額	10,193
11/15	電気料金 11月分	5,793	全額	5,793
12/12	電気料金 12月分	5,398	全額	5,398
1/16	電気料金 1月分	6,153	全額	6,153
2/14	電気料金 2月分	3,585	全額	3,585
3/13	電気料金 3月分	3,931	全額	3,931
5/2	水道料金 4月分	1,174	全額	1,174
6/8	水道料金 5月分	1,174	全額	1,174
7/1	水道料金 6月分	1,174	全額	1,174
8/6	水道料金 7月分	1,174	1/2	587
9/6	水道料金 8月分	1,174	全額	1,174
10/4	水道料金 9月分	1,174	1/2	587
10/31	水道料金 10月分	1,174	全額	1,174
11/29	水道料金 11月分	1,174	全額	1,174
12/29	水道料金 12月分	1,174	全額	1,174
1/26	水道料金 1月分	1,174	全額	1,174
3/2	水道料金 2月分	1,174	全額	1,174
4/6	水道料金 3月分	1,174	全額	1,174
	事務所費 充当合計			1,094,257

充当割合：政務活動以外が含まれるので一部 1/2 按分

充当金額:456,500円(365,200+91,300)

●事務所家賃(令和4年4月.5月.6月.8月分)全額365,200円)

*7月.9月分は1/2按分91,300円

家賃支払証明書 № 300
令和4年9月20日

石原 朝子 殿

金 ¥547,800-

内訳

物件名	該当年月	項目	税抜金額	消費税
Kafuna F 202	2022/04	賃貸料	83,000	8,300
Kafuna F 202	2022/05	賃貸料	83,000	8,300
Kafuna F 202	2022/06	賃貸料	83,000	8,300
Kafuna F 202	2022/07	賃貸料	83,000	8,300
Kafuna F 202	2022/08	賃貸料	83,000	8,300
Kafuna F 202	2022/09	賃貸料	83,000	8,300

但し、
上記金額を銀行振替にて正に領収いたしました。
株式会社 共和ホーム
沖縄県豊見城市我部新501番地1
TEL 098-856-4933 FAX 098-350-5034



石原 朝子 様

- 4-04-27 (株) 共和ホーム)住宅 91,520
- 4-05-27 (株) 共和ホーム)住宅 91,520
- 4-06-27 (株) 共和ホーム)住宅 91,520
- 4-07-27 (株) 共和ホーム)住宅 91,520 (91,300 ÷ 2 = 45,650円)
- 4-08-29 (株) 共和ホーム)住宅 91,520
- 4-09-27 (株) 共和ホーム)住宅 91,520 (91,300 ÷ 2 = 45,650円)

(91,300 + 口座振替手数料含む(220円)) = 91,520円

充当割合：10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額:547,800円

●事務所家賃(10月~令和5年3月分)

家賃支払証明書 № 337
令和5年3月3日

石原 朝子 殿

金 ¥547,800-

内訳

物件名	該当年月	項目	税抜金額	消費税
Kafuna F 202	2022/10	賃貸料	83,000	8,300
Kafuna F 202	2022/11	賃貸料	83,000	8,300
Kafuna F 202	2022/12	賃貸料	83,000	8,300
Kafuna F 202	2023/01	賃貸料	83,000	8,300
Kafuna F 202	2023/02	賃貸料	83,000	8,300
Kafuna F 202	2023/03	賃貸料	83,000	8,300

但し、
上記金額を銀行振替にて正に領収いたしました。
株式会社 共和ホーム
沖縄県豊見城市我部新501番地1
TEL 098-856-4933 FAX 098-350-5034

- 4-10-27 (株) 共和ホーム)住宅 91,520
- 4-11-28 (株) 共和ホーム)住宅 91,520
- 4-12-27 (株) 共和ホーム)住宅 91,520
- 5-01-27 (株) 共和ホーム)住宅 91,520
- 5-02-27 (株) 共和ホーム)住宅 91,520
- 5-03-27 (株) 共和ホーム)住宅 92,070

(口座振替手数料 220円)
(支払の証明書手数料 550円)

充当割合 : 1/2(政務活動以外が含まれるので一部按分)

電気料金

充当金額 : 52,183 円(4月~10月分)

7月分(10,321 ÷ 2 = 5,160円) 9月分(9,996 ÷ 2 = 4,998円)

電気料金領収事実証明書

電気番号				契約種別	
22100	97	1	4	従量電灯	
ご契約者				供給地点特定番号	
石原 朝子 様				10-0002-2100-0009 -7140-0000	
ご請求者					
石原 朝子 様					
ご使用場所				ご請求宛先	
八重瀬町字東風平30-11 Kafuna F 202				八重瀬町字東風平30-11 Kafuna F 202	

年	月分	消費税等相当額 (円)	領収金額 (円)	領収年月日	備考
R 4	4	541	5956	令和 4年 4月11日	
R 4	5	657	7230	令和 4年 5月12日	
R 4	6	663	7302	令和 4年 6月14日	
R 4	7	938	10321	令和 4年 7月20日	5,160円
R 4	8	1031	11344	令和 4年 8月22日	
R 4	9	908	9996	令和 4年 9月28日	4,998円
R 4	10	927	10193	令和 4年10月13日	
合計		5665	62342		

印紙税申告納
印につき此原簿
税務署承認済

上記のとおり領収したことを証明します
令和 4年 11月 4日 沖縄電力株式会社

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

電気料金

充当金額 : 5,793 円

●(// 月分)

電気料金払込受領証

石原 朝子 様

電気番号 22100- 97-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 4年11月分

領収金額 5,793 円

料金 5,190 円
再エネ賦課金 603 円

[再掲]
消費税等相当額 526 円
燃料費調整額 696.48 円

ご使用量 175 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	12月9日	日 附 印 22.11.15 東風平JAおきなわ 収入印 484305
金融機関 取扱期限日	12月19日	
コンビニ等 取扱期限日	12月29日	

沖縄電力株式会社

充当金額 : 5,398 円

●(12 月分)

電気料金払込受領証

石原 朝子 様

電気番号 22100- 97-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 4年12月分

領収金額 5,398 円

料金 4,833 円
再エネ賦課金 565 円

[再掲]
消費税等相当額 490 円
燃料費調整額 652.70 円

ご使用量 164 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	1月10日	日 附 印 22.12.12 東風平JAおきなわ 収入印 484305
金融機関 取扱期限日	1月20日	
コンビニ等 取扱期限日	1月30日	

沖縄電力株式会社

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

電気料金

充当金額 : 6,153 円

●(/ 月分)

電気料金払込受領証

石原 朝子 様

電気番号 22100- 97-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 5年 1月分

領収金額 6,153 円

料金 5,515 円
再エネ賦課金 638 円

[再掲]
消費税等相当額 559 円
燃料費調整額 736.28 円

ご使用量 185 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	2月13日	日 附 印 23.1.16 東風平JAおきなわ 収入印 484305
金融機関 取扱期限日	2月22日	
コンビニ等 取扱期限日	3月5日	

沖縄電力株式会社

充当金額 : 3,585 円

●(2 月分)

電気料金払込受領証

石原 朝子 様

電気番号 22100- 97-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 5年 2月分

領収金額 3,585 円

料金 3,099 円
再エネ賦課金 486 円

[再掲]
消費税等相当額 325 円
燃料費調整額 -425.84 円

ご使用量 141 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	3月13日	日 附 印 23.2.14 東風平JAおきなわ 収入印 484305
金融機関 取扱期限日	3月23日	
コンビニ等 取扱期限日	4月2日	

沖縄電力株式会社

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

電気料金

充当金額 : 3,931 円

充当金額 : 円

●(3 月分)

●(月分)

電気料金払込受領証

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください

石原 朝子 様
 電気番号 22100- 97-1-4
 ご契約種別 従量電灯
 令和 5年 3月分

預収金額 3,931 円
 料金 3,404 円
 再エネ賦課金 527 円

[再掲]
 消費税等相当額 357 円
 燃料費調整額 -462.08 円

ご使用量 153 kWh

*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	4月10日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	4月20日	
コンビニ等 取扱期限日	4月30日	

23.3.13
 484305

沖縄電力株式会社

充当割合 : 1/2(政務活動以外が含まれるので一部按分)

水道料金

充当金額 : 5,870円 (7,044円-1,174円(4月~9月分))

7月分(1,174÷2=587円) + 9月分(1,174÷2=587円)=1,174

支払済証明書

水道番号 201-0379-52

住 所 八重瀬町字東風平30番地の11

方 書 kafuna F 202号(店舗2)

氏 名 石原 朝子

支払金額 7,044 円

内 訳

月 別	水 量	金 額	納付年月日
令和 4年 4月	0	1,174	令和 4年 5月 2日
令和 4年 5月	2	1,174	令和 4年 6月 8日
令和 4年 6月	0	1,174	令和 4年 7月 1日
令和 4年 7月	1	1,174	令和 4年 8月 6日
令和 4年 8月	0	1,174	令和 4年 9月 6日
令和 4年 9月	2	1,174	令和 4年10月 4日

上記の通り、上水道料金として支払済であることを証明する。

令和 4年 10月 31日

南部水道企業団

経営課長 酒本 隆志

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

水道料金

充当金額 : 1,174円
●(10 月分)

充当金額 : 1,174円
●(11 月分)

水道料金等窓口納付領収証

R04.09.08 ~ R04.10.07

水道番号	4年 10月分
201-0379-52	4年 10月 31日発行

名義人 石原 朝子 様
水道 字東風平30番地の11
所在地 kafuna F 202号(店舗2)

下記のとおり納付されるよう通知いたします。

用途	一般用	納付期限
使用水量	0 m ³	4年 10月 31日
上水道料金	1,174円	106円
下水道料金	*****	*****
督促手数料	0円	円
延滞金	0円	円
合計金額	1,174円	106円

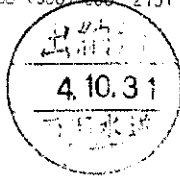
(内消費税額)

南都水道企業団 経営課
電話 (398) 868-2151

上記のとおり領収しました。

南都水道企業団
企業出納員

酒本 隆志
南都水道企業団
出納員印



この領収証は、後日の紛争をさけるため5年間保存して下さい。
金額を訂正したもの、領収日付印の捺印のないものは無効です。

水道料金等納付通知書兼領収証

石原 朝子 様
給水場所

字東風平30番地の11
kafuna F 202号(店舗2)

水道番号	201-0379-52	令和 4年11月分
使用水量	1 m ³	内消費税額
上水道料金	1,174円	106円
下水道使用料	*****	*****
合計金額	1,174円	106円

納付期限
令和 4年12月15日

上記の金額を領収しました。
R04.10.07 ~ R04.11.08

南都水道企業団
企業 長 金城 政光
南都水道企業団
企業長印

収納代行 DSK電算システム

- この領収証は、後日の紛争をさけるため5年間保存して下さい。
 - 金額を訂正したもの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
- お問い合わせの番号は裏面に記載しております。



収入印紙不要(お客様控)

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

水道料金

充当金額 : 1,174 円

●(12 月分)

充当金額 : 1,174 円

●(/ 月分)

水道料金等納付通知書兼領収証

石原 朝子 様

給水場所
字東風平30番地の11
kafuna F 202号(店舗2)

水道番号	201-0379-52	令和 4年12月分
使用水量	0 m ³	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道使用料	***** 円	***** 円
	円	円
	円	円
合計金額	1,174 円	106 円

納 付 期 限
令和 5年 1月16日

上記の金額を領収しました。
R04.11.08 ~ R04.12.08

南部水道企業団 企業長 金城 政光

収納代行 DSK電算システム

領収日付印
22.12.29

収入印紙不要(お客様控)

水道料金等納付通知書兼領収証

石原 朝子 様

給水場所
字東風平30番地の11
kafuna F 202号(店舗2)

水道番号	201-0379-52	令和 5年 1月分
使用水量	1 m ³	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道使用料	***** 円	***** 円
	円	円
	円	円
合計金額	1,174 円	106 円

納 付 期 限
令和 5年 2月15日

上記の金額を領収しました。
R04.12.08 ~ R05.01.10

南部水道企業団 企業長 金城 政光

収納代行 DSK電算システム

領収日付印
23.1.26

収入印紙不要(お客様控)

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

水道料金

充当金額 : 1,174円
●(2 月分)

充当金額 : 1,174円
●(3 月分)

水道料金等納付通知書兼領収証

石原 朝子 様

給水場所
字東風平30番地の11
kafuna F 202号(店舗2)

水道番号	201-0379-52	令和 5年 2月分
使用水量	0 ㎡	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道使用料	***** 円	***** 円
	円	円
	円	円
合計金額	1,174 円	106 円

納 付 期 限
令和 5年 3月 15日

上記の金額を領収しました。
R05.01.10 ~ R05.02.09

南部水道企業団 企業長 金城 政光 南部水道企業団企業長印

収納代行 DSK電算システム

●この領収証は、後日紛争をきたすおそれがあるため、領収証として有効です。
●金額を訂正し、後日紛争をきたすおそれがある場合は無効です。
お問い合わせは、各課までお問い合わせください。

収入印紙不要(お客様控)

水道料金等納付通知書兼領収証

石原 朝子 様

給水場所
字東風平30番地の11
kafuna F 202号(店舗2)

水道番号	201-0379-52	令和 5年 3月分
使用水量	1 ㎡	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道使用料	***** 円	***** 円
	円	円
	円	円
合計金額	1,174 円	106 円

納 付 期 限
令和 5年 4月 17日

上記の金額を領収しました。
R05.02.09 ~ R05.03.07

南部水道企業団 企業長 金城 政光 南部水道企業団企業長印

収納代行 DSK電算システム

●この領収証は、後日紛争をきたすおそれがあるため、領収証として有効です。
●金額を訂正し、後日紛争をきたすおそれがある場合は無効です。
お問い合わせは、各課までお問い合わせください。

収入印紙不要(お客様控)

事務所費充当状況申告票

議員名 石原 朝子

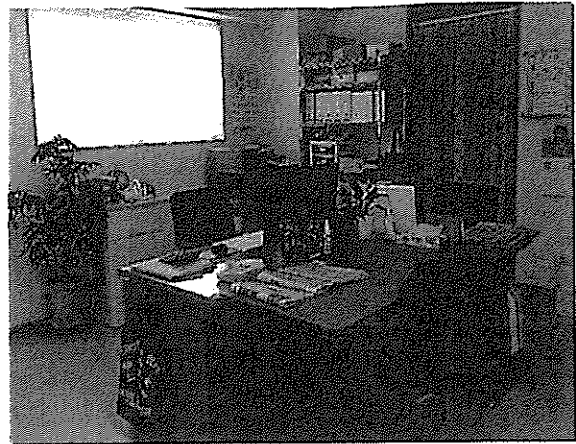
1. 事務所の状況

住所	八重瀬町字東風平 30-11	kafuna F202号
----	----------------	--------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

当該事務所は、政務活動のみに使用する為、全額充当とする。
 ただし、7月、9月は政務活動以外にも使用するため1/2充当とする。

(関係経費)

家賃(月額)	91,300 円
その他	0 円
	0 円

(充当額)

家賃(月額)	91,300 円
その他	0 円
	0 円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

石原 朝子

事務所費

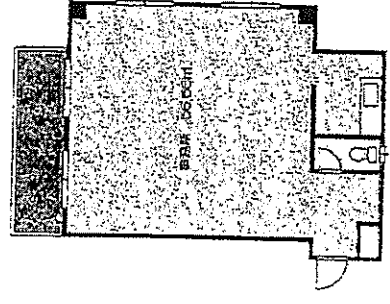
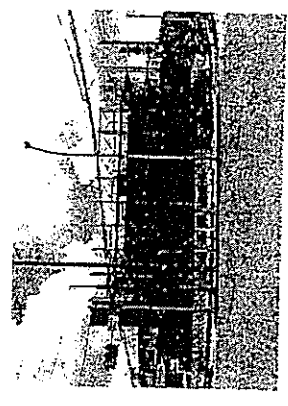


※ホームページでも多数物件を確認できます

（株）共和ホーム

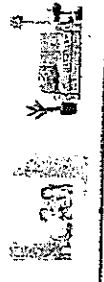
TEL:099-856-4953

※間取図・万角は現場の状況が優先されます。



2020/8/17

空室 / 空予定



物件名	(仮) S氏事務所兼共同住宅		部屋番号	202	号室
住所	島尻郡八重瀬町字東風平30-41(仮)				
構造	鉄筋コンクリート造	所在階/階数	2 / 4	専有面積	17.1坪
用途地域	第一種低層住居専用地域	築年数	令和2年12月		

毎月のお家賃等 (消費税は控除に定めた税率に等しい)	83,000 (8,300)	
家賃 (消費税)	83,000	
共益費	0	
駐車場 (一台無料)	0	
合計	91,300	

入居月日割家賃	入居月の日割家賃	入居月の日割に なります。
敷金	83,000	家賃1ヶ月
礼金	91,300	家賃1ヶ月
仲介手数料	91,300	家賃1ヶ月(税込)
保証協会保証料	63,910	<small>毎年更新あり(翌年以降は保証料の10%減)</small>
火災保険		加入義務有
印代/印作費	16,500	初期消火救命ボウル
合計	346,010 円	+ 入居月の日割家賃

便利な生活オプション ※月々この料金で水道水がおいしい水 浄水器リース (月々支払)	個別契約
12月完成予定 ★ 飲食、ペット関連不可	
申込期限10月末 (期限内の申込者の中から入居者を選定予定。期限前の締切もあります。)	
備考 駐車場 1 台無料	
火災保険はご自身で加入していただき、証券コピーの提出が必要です。	

設備	備
駐車スペース追加	未定
エレベーター	無し
ドア/窓枠/カー	無し
インターネット設備	有料 (WiFi型) 対応 (シェア型)
B/S対応	未定
水道排水	浄化槽(公共)水へ流す 掃除機、下水料金発生
エアコン	エアコンX2
防音設備	無し (楽器等の演奏禁止)
ペット飼育設備	無し (ペット禁止)

契約形式	定期借地借家権契約
契約期間	2 年
角契約事務手数料	15,000(税別)
契約後2年未満で解約	違約金家賃1ヶ月分
契約後2年以上以降で解約	違約金なし
加入義務	火災保険及び家賃保証契約
原状回復	ゆずり-ンガ 料金 その他修繕費は敷金から差し引く
争議証明	預り保証金 50,000円 承諾書発行費用 5,000円(税別)

賃貸条件	
定期借地借家権契約	
2 年	
15,000(税別)	
違約金家賃1ヶ月分	
違約金なし	
火災保険及び家賃保証契約	
ゆずり-ンガ 料金 その他修繕費は敷金から差し引く	
預り保証金 50,000円	
承諾書発行費用 5,000円(税別)	

定期建物賃貸借契約書

事務所費

名称 Kafuna F 202号室
賃貸人 [REDACTED]
賃借人 石原 朝子
期間 令和 3年 2月 1日から 令和 5年 1月31日まで

このたび賃貸人 [REDACTED] と賃借人 石原 朝子 は次の通り借地借家法第38条に規定する定期建物賃貸借契約を締結した。その証としてこの契約書式通を作成し、記名押印の上各自一通を所持する。

第1条 [目的貸室の表示]

賃貸人は、その所有する次の表示する貸室を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借した。

貸室の所在場所 : 〒901-0401 島尻郡八重瀬町字東風平30-11

貸室の所在場所 : Kafuna F 202号室

第2条 [賃貸借期間・契約の終了]

- 賃貸借の期間は、令和 3年 2月 1日から 令和 5年 1月31日までとする。
- 本契約は、契約の更新はなく、上記契約期間満了日をもって終了する。
- 賃貸人及び賃借人は合意の上、上記期間満了日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（再契約）をすることができる。ただし、①賃借人が契約期間中、賃料の支払いを3回以上遅れたとき、②契約期間満了時に家賃滞納しているとき、③契約に違反した場合、④老朽化に伴い当建物の取壊しを計画した場合等、賃貸人が再契約を行うことが困難と判断した場合は、上記再契約は認められない。
- 賃貸人は、期間満了の1年前から6か月前までの間に賃借人に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとし、通知のない場合は期間満了による賃貸借の終了を賃借人に主張することはできない。ただし、賃貸人が通知期間の経過後、賃借人に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合は、その通知の日から6か月を経過した日に賃貸借は終了する。その間は契約期間中と同一条件で賃借することができる。
- 賃借人は再契約完了しないまま、本契約終了後も本物件を明け渡さないときは、期間満了日の翌日から明け渡し済みの日まで一日につき、賃料の日割り計算分の2倍に相当する額を遅延損害金として、賃貸人に支払わなければならない。

第3条 [火災その他の災害による貸室の滅失]

本貸室が、火災その他の災害で大破又は滅失したときは、本契約は催促をしないで当然消滅する。

第4条 [賃料・共益費等]

賃料	83,000円	共益費		駐車料	一台無料
	(8,300円)				

賃料を振込む際の口座： 琉球銀行 豊見城支店 普通口座 0418000 株式会社共和ホーム

- 賃借人は、上記の記載に従った金額を毎月27日までに翌月分を賃貸人の指定する方法で支払う。なお、振込または口座振替の手数料等は賃借人の負担とする。
- また、()内は現時点の消費税を表しており、消費税については法律に定められた税率に従うものとする。
- 期日内の支払いが無い場合、賃借人は督促事務手数料として、3,000円(税別)を別途支払うものとする。
- 一定期間賃料等の支払いが無い場合は、家賃保証会社に債権を譲渡する。
- ヶ月未満の賃料は日割で計算した額とする。
- 賃貸人及びその代理人は毎月の賃料等請求書を発行しないものとする。

第5条 [敷金・礼金]

敷金	83,000円	礼金	83,000円(8,300円)	保証金	無し
----	---------	----	-----------------	-----	----

賃貸人は上記金額(()内は消費税)を賃借人から受領するものとする。但し、敷金及び保証金に利息は行けないものとする。

第6条 [使用目的]

賃借人は、貸室を 議員事務所 の目的で使用し、他の用途に使用してはならない。

他の用途で使用する場合は、賃貸人の書面での許可を得なければならない。

第7条 [転貸等の禁止]

- 賃借人は、賃借権を譲渡し、若しくは本貸室を転貸（民泊や、賃借人が居住しておらず、賃借人以外の者のみが居住しているなど、転貸と同様の結果となる全ての場合も含む）してはならない。（但し、賃貸人又は管理会社が承諾した者を除く）
- 夫婦・親子・同居人、その他いかなる関係であっても、賃借人と別の者に名義の変更を希望する場合は、本賃貸借契約をいったん終了させ、別途新たに賃貸借契約を締結しなければならない。

第8条 [内装造作諸設備工事]

- 本契約後、賃借人が本物件に看板を設置し、その他の掲示をなす場合、あるいは本物件内の内装造作又は付属物件の新設・撤去等、全て原状を変更するときは、予め、書面により、賃貸人の承諾を得なければならない。
- 前項の内装造作又は付属物件の新設等における不動産取得税は賃借人の負担とする。
- 第1項の工事については、賃貸人・賃借人協議の上、施工業者を選定し、これを行うものとし、その費用は賃借人が全てを負担するものとする。賃借人は、これらに関し必要費・有益費その他費用の償還を賃貸人に請求しない。
- 賃借人が貸室を明け渡す際、賃貸人の承諾を得て施した建具・その他造作・模様替え等に関する賃借人の買取請求権は、これを放棄することを承知し、引渡し前に当該物件の撤収をなし、原状回復の義務を負うものとする。ただし、賃貸人が原状回復を希望しない場合はこの限りではない。
- 賃借人が賃貸人の承諾を得ずして、前項の改修等をなした場合には、この条に生じた損害の賠償責任を負う。

第9条 【敷金の返還】

賃貸人は、本契約が終了し貸室の明渡しを受けた後、本賃貸借に関する一切の債務を精算したのち敷金を返還する。

第10条 【遵守事項・禁止事項】

1. 賃借人は、賃貸人の承諾なしに貸室の構造を変更し、又はこれに対して造作加工を為してはならない。
2. 事業活動によって発生したゴミは、ゴミ置場に出してはならない。(賃借人の自己責任において適正に処理する)
3. 共用部分(廊下、階段、駐車場、ベランダ等)に物を置いたり、専有的に使用又は占拠してはならない。
4. 共用部分の美化に心がけ、タバコの吸い殻・ゴミ・ガムのポイ捨て及び唾・痰吐きをしてはならない。
5. 暴行・脅迫・器物損壊、その他の言動により他の入居者や近隣の方に迷惑をかけてはならない。
6. 貸室内、ベランダ、共用部分でのペットと動物の飼育(一時預かりや、持ち込み含む)をしてはならない。
7. ドア・壁・床等を叩くなど大きな音を出す行為または大きな振動を出す行為、過音量(重低音を含む)のテレビ、ステレオ等の騒音、人声、足音、楽器・カラオケ等の演奏による騒音を出してはならない。
8. 受忍限度を超える騒音・異臭の発生させる行為を行ってはならない。
9. 受忍限度内の生活音などに対して過剰な要望をしてはならない。また、受忍限度の判定については、賃貸人で決定する。
10. 賃借人は、指定位置以外には駐車を行ってはならない。また、来訪者その他関係者にも指定位置以外に止めさせてはならない。
11. 銃砲・刀剣類・爆発性、発火性を有する危険な物品、有毒物の製造、持ち込み、保管をしてはならない。
12. 排水管を腐食させ、又は詰まらせる恐れのある液体、物質等を流してはならない。
13. 違法若しくは公序良俗に反する勧誘・販売活動もしくは振り込み詐欺等の特殊詐欺を行い、またその拠点としてはならない。
14. 違法薬物などの製造、販売、使用、所持など警察の介入を生じさせる不法行為をしてはならない。
15. 公序良俗に反する行為、本物件に損害を与える行為、本物件の管理に支障を及ぼす行為、近隣への迷惑となる行為、もしくはそれらの恐れのある行為をしてはならない。
16. 飲食を提供する業務をしてはならない。
17. 賃借人は、賃借権その他本物件に基づく一切の権利を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
18. その他本契約又は使用規則等に反する行為をしてはならない。

第11条 【善管注意義務】

1. 賃借人は本物件を善良なる管理者としての注意をもって保全し使用するものとし、必要となった修繕費用は賃借人の負担とする。
2. 入居期間中は収納部分を含めた部屋全体の適切な除湿や換気を行い、カビの発生(結露等含む)を防止する。
3. 室内で喫煙して、ヤニ汚れや臭いが壁・天井・設備等に付着しないよう十分配慮する。
4. 壁、柱などに画びょうやネジによる穴を開けてはならない。
5. 床の傷かきしないよう心がけ、特に家財道具(イス・テーブル・ベッド等)の移動や子供の遊びによる傷には十分配慮する。
6. 貸室内・外及び駐車場指定位置(オイル漏れ等)の掃除を行い、汚損が生じないよう十分配慮する。
7. 壁・天井・床・建具・設備等にシール及び粘着物を貼ってはならない。
8. カギの管理は賃借人が責任を持って行い、紛失等による解錠は賃借人の負担で行う。
9. 突然の雨や台風のような強風を伴う雨風等による、通気口や窓枠サッシ等からの雨水浸入を防ぐよう十分配慮する。
10. 敷地内(バルコニー等含む)にある草木の剪定、消毒、除草及び害虫防止の管理は賃借人にて行うものとする。

第12条 【費用負担】

賃借人は、入居期間中下記の費用を負担する。

1. 浴室、トイレ、流し台等、排水パイプのつまり補修(9,000円(税別)〜)、修理費用、及びつまりによる階下への損害、
2. カーの内部洗浄、ほこり目詰まりによる水漏れ修理(4,000円(税別)〜)、エアコンの故障、換気扇の汚れによる故障で生じた修繕費用
3. 貸室内の各種電球の取替え、網戸張替え、畳の表替え、その他使用上生じた諸雑費
4. 電気、ガス、水道、電話料金、衛生費、その他の公共料金
5. 賃借人が、賃貸人又は管理会社の承諾を得ずに修繕業者を手配した場合の修繕費用等。
6. 当建物設備等が原因でない不具合についての出張確認費用(3,000円(税別))

第13条 【一部滅失等による賃料の減額等】

本物件の一部が滅失しその他事由により使用できなくなった場合において、それが賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、「貸室設備等不具合による賃料減額基準」に応じて、その使用できなかった部分減額されるものとする。
 「貸室設備等不具合による賃料減額基準」：※賃貸人に連絡を入れた翌日を免責日数の基準日とする。

状 況	賃料減額割合	免責日数	状 況	賃料減額割合	免責日数
電気が使えない	30%	3日	トイレが使用できない	20%	2日
ガスが使えない	10%	4日	風呂が使用できない	10%	4日
水が使えない	20%	3日	エアコンが作動しない	5,000円	6日
テレビ等通信設備が使えない	10%	5日			

第14条 【修繕】

1. 賃貸人は、賃借人が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。但し、賃借人の故意・過失又は善管注意義務違反により必要となった修繕に要する費用、及び第12条第5項の修繕費用は、賃借人が負担しなければならない。また、賃借人が必要な修繕をしなかった場合は、貸室明渡し時に原状回復義務を負うものとする。
2. 前項の規定に基づき賃貸人が修繕を行う場合は、営業時間内に行うものとし、あらかじめその旨を賃借人に通知しなければならない。この場合において、賃借人は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
3. 賃借人は当該修繕の実施を拒否した場合、修繕にかかる日数は全て免責日数とする。
4. 本物件内に不具合や破損箇所が生じたときには、賃借人は、賃貸人に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届け出が遅れて賃貸人及び他の入居者に損害が生じたときには、賃借人はこれを賠償する。
5. 第1項の損傷により、本契約の使用目的を達成するのに支障を生じ、賃借人が損害を受けても賃貸人はこれを負担しない。
6. 賃借人が損害を防止又は少なくするため、自らが応急修繕を行う場合は賃貸人に連絡の上、必要最小限度の範囲内において修繕するものとする。
7. 「震災」や「物体の飛来・衝突」によりベランダの仕切板や窓ガラス等が破損した場合は、賃借人の費用負担により、修繕を行う。

第15条 【保安点検】

賃貸人又はその代理人は貸室の保全、防火、防犯、救護、安否、状況確認等に関し、必要あるときは契約貸室内に立ち入り、必要な

第16条 [通知義務]

1. 賃借人は電話番号・駐車車両・入居者間での駐車位置等の変更があれば賃貸人・管理会社に通知しなければならない。
2. 法人契約の場合、入居者の入れ替えがある際には、その旨を賃貸人・管理会社に通知し、その承諾を得なければならない。

第17条 [移転料等の不請求]

賃借人は、貸室の明け渡しに際し、貸室に付加した有益費及び移転料その他の金銭上の請求はしない。

第18条 [連帯保証人]

1. 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃借人の一切の債務につき保証し、賃借人と連帯して履行の責を負う。
2. 連帯保証人が負担する債務の元本は、賃借人又は連帯保証人が死亡した時に確定する。
3. 賃借人は、賃料の支払いを2カ月以上怠り、または度々遅延した場合、連帯保証人に対し、本契約の解除権限、並びに本契約の終了に伴う本物件明け渡しに関する一切の権限をあらかじめ委任することとする。
4. 賃借人は、連帯保証人が死亡・制限能力者・自己破産等、無資力または、所在不明などの理由により、連帯保証人の責任を果たせない状況になった場合、または、連帯保証人として適当でないと言貸人が認めた場合は、速やかに賃貸人が承諾する者に連帯保証人を変更しなければならない。
5. 連帯保証人は賃貸人に対し、身分証明書を持示して、賃料その他本契約に基づいて賃借人が負担する債務についての不履行の有無及びその額に関する情報提供を求めた時は、賃貸人が指定する方法で当該情報を提供する事に、賃借人は異議を述べないものとする。
6. 連帯保証人の負担する極度額は2,490,000円を限度とする。(月額賃料の30ヶ月分)
7. 賃借人(法人の場合)は連帯保証人(個人の場合)に対し、自身の財務状況について情報提供しなければならない。

第19条 [合意管轄]

本契約に関する紛争については、本物件所在地の裁判所を第一審の管轄裁判とすることに各当事者は合意した。

第20条 [駐車場及び車庫証明]

1. 駐車場内での天災、火災、接触事故、違法迷惑駐車、盗難、いたずら等による損害につき、賃貸人・代理人はその責任は負わないものとし、賃借人は備えに対し自動車保険に加入するものとする。
2. 車庫証明承諾書の発行の際は保証金として50,000円と保管場所使用承諾証明書発行費用5,000円(税別)が発生するものとする。
3. 賃借人は、退去後一ヶ月以内に車庫証明を抹消するものとする。賃貸人は、抹消確認後50,000円を返還する。
4. 駐車場の指定位置以外に駐車し、他の入居者の迷惑となった場合は、警察へ通報されても異議を申し立てない。
5. 駐車場の指定位置枠内中央真直ぐに駐車し、周りに迷惑をかけるはならない。
6. 2台駐車可能枠を使用する際は、別途契約を結ばなければならない。(但し、1台使用で管理会社が承諾した場合は除く)
7. 2台駐車可能枠で2台目駐車契約をしていない場合、他入居者から2台目駐車契約の要望がある際には駐車位置の移動に速やかに応じなければならない。
8. 駐車場指定位置は、初回契約時の車両の大きさ、高さ等を前提としており、契約後の車両変更に伴う問題については、当社は責任を負わないものとする。

第21条 [賃借人からの解約]

1. 賃借人は、賃貸人又は管理会社に対して三ヶ月の予告をもって本契約の解約を申し入れることができる。但し賃借人は予告に代え、三ヶ月分の賃料相当額を賃貸人に支払って即時に解約することができる。
2. 解約申し入れ後の解約取消は、基本出来ないものとする。但し、賃料三ヶ月分の解約取消料を賃貸人に支払うことで、解約申し入れを取消す事ができる。

第22条 [損害保険の加入]

1. 賃借人は火災、漏水、爆発等、賃借人賠償又は個人賠償の責を負う事故を発生させた場合、及び第14条の修繕に伴い損害が発生した場合に備え、借家人賠償責任約款付保険に加入し、賃貸人に損害額の請求をすることができない。
2. 賃借人及びその関係者の故意又は過失により賃貸人に損害を与えた場合は、賃借人は損害の賠償責任を負うこととする。

第23条 [契約解除]

- 賃借人が、次の一つに該当したときは、賃貸人は催促をしないで、直ちに本契約を解除することができ、賃借人の所有物がこの契約解除の日から二日以上放置される場合は、賃貸人がこれを自由に処分しても異議の申し立てをしない。
1. 二ヶ月以上賃料の支払いを怠ったとき。
 2. 賃料の支払いをしぼしばし遅延し、その遅延が本契約における賃貸人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
 3. 第6条、第7条、第10条、第11条、第18条の規定に違反したとき。
 4. 賃借人が次の各号のいずれかに該当したとき。
 - (1) 暴力団員又は、反社会的構成員と判明したとき。
 - (2) 本物件、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等に関する看板、写真、絵画、ちょうちん、家紋、その他これに類似する物件を掲示、若しくは搬入したとき。
 - (3) 暴力団員以外の者が賃借人である場合でも本物件内に暴力団構成員、同準構成員等を居住させ、又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。
 - (4) 賃借人又はその関係者が本物件、共用部分、その他本物件に近接する場合において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、等に迷惑、不安感、不快感を与えたとき。
 5. 長期不在により賃借権の行使を継続する意思がないとき。
 6. その他本契約に違反したとき。

第24条 [明渡し時の原状回復義務等]

1. 賃借人は、本契約が終了する日までに明渡し日を事前に賃貸人又は代理人に通知して、本物件を明渡ししなければならない。
2. 本契約における明渡しとは、次に掲げる全ての事項を完了したときをいう。
 - (1) 賃借人の退去及びカギ全部の返却
 - (2) 賃借人が本物件内に搬入した全ての物品等の搬出及び本物件内外のゴミ、汚物等の撤去、処理
 - (3) 賃借人により設置した造作物の撤去、改造、改築の原状回復
3. 本物件及び敷地内に残置物が有る場合は、賃貸人は賃借人の費用負担において処分できるものとし、賃借人はこれに異議を申し立てない。

賃借人は、原状回復費として専門業者のハウスマーケティング、畳り表替え、畳が有る場合、照明電球の点検による電球交換及び修繕費、善管注意義務違反及び賃借人の故意・過失等で生じた修繕費を支払うものとする。

原状回復工事は賃貸人の指定した者が実施する。

賃借人は本物件の明渡しに際し、移転料、立退料その他名称の如何にかかわらず、金銭上の請求をすることは出来ない。

第25条 [再契約]

1. 貸貸人は、再契約の意向があるときは、第2条第4項に規定する通知の書面に、その旨を付記する。
2. 賃借人は、前項の再契約の意向通知がある場合、再契約を希望するときは、契約期間満了日1カ月前までに貸貸人に対して、再契約の締結を申し込まなければならない。
3. 賃借人は、契約期間満了日までに再契約の締結を完了しなければならない。
4. 賃借人は、再契約の締結時に連帯保証人(本契約に準ずる)及び保証協会を付きねばならない。
5. 賃借人は、再契約の締結時に、管理会社に再契約事務手数料 15,000円(税別)を支払わなければならない。
6. 再契約後、本契約における原状回復の債務を再契約に引き継ぐものとする。
7. 本契約において賃借人から貸貸人に預け入れられた敷金又はハウスクリーニング料金は、再契約に引き継ぐものとする。

[特約条項]

1. 駐輪場の有無に関わらず、バイク等の駐輪スペースの保証はないものとする。また防犯登録(法律上の義務)のない自転車、管理会社へ届け出の無いバイク等の駐輪は撤去対象とし一切を禁止する。撤去費用(人件費含む)は賃借人が負担するものとする。
2. 当物件敷地内に駐輪するバイクは車両ナンバー、自転車は防犯登録番号を管理会社へ必ず届け出ること。
3. 管理会社へ車両ナンバー、防犯登録番号の届け出後も、貸貸人から指摘及び注意を受けた場合はその内容に従うものとする。
4. 賃借人は、原状回復費として専門業者のハウスクリーニング、畳の表替、照明電球切れによる電球交換及び修繕費(善管注意義務違反及び賃借人の故意・過失で生じた修繕)を残存価値に関わらず、下記の金額に従い支払うものとする。

ハウスクリーニング料金	73,000円(税別)	畳表替料金	1枚-円(税別)		
電球交換(蛍光管)	1,000円(税別)/個	電球交換(LED型)	2,000円(税別)/個	電球交換(LED)	1,500円(税別)/個
クロス貼替費用	1,000円(税別)/㎡	人工賃20,000円(税別)/日	床の修繕費用	1,000円(税別)/㎡	人工賃12,000円(税別)/日

5. 賃借人は入居期間中、入居者総合保険(賠償責任補償付き)に加入するものとし、加入しない場合は、再契約は出来ないものとする。
6. 賃借人は入居期間中、家賃保証契約を締結するものとし、締結しない場合は、再契約は出来ないものとする。
7. 賃借人は事業施設の運営に必要な許認可等の調査・確認・手続きを行い、その必要となる費用及び公課課税等を負担する。法律・行政などの許認可が下りずに想定していた事業運営を行うことが困難となった場合に生じる一切の責任は、賃借人及びその代理人はこれを負わないものとする。

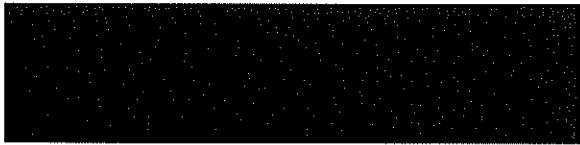
以上の契約内容(特約条項含む)の説明を受け、了承いたしました。

(石原 朝子 様)

石原 朝子

令和 6 年 11 月 6 日

賃 貸 人 住 所



氏 名

賃 借 人 住 所

八重瀬町幸伊那 265番地7

(石原 朝子 様)

氏 名

石原 朝子

連帯保証人 住 所

() 様)

極度額：2,490,000円

賃借人から財務状況の提供を受けた。

氏 名

連帯保証人 住 所

極度額：2,490,000円

賃借人から財務状況の提供を受けた。

氏 名

実印

宅地建物取引業者

住 所

電 話

商 号

代表者

宅建取引士

免許番号 沖縄県知事(6)第3149号

沖縄県豊見城市我那覇501番地1

098-911-1966

株式会社 共和ホーム

代表取締役 上原 直人

定期建物賃貸借契約書

名称 Kafuna F 202号室
賃貸人 [REDACTED]
賃借人 石原 朝子
期間 令和 5年 2月 1日から 令和 7年 1月 31日まで

このたび賃貸人 [REDACTED] と賃借人 石原 朝子 は次の通り借地借家法第38条に規定する定期建物賃貸借契約を締結した。その証としてこの契約書式通を作成し、記名押印の上各自一通を所持する。

第1条 [目的貸室の表示]

賃貸人は、その所有する次の表示する貸室を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借した。

貸室の所在場所：〒901-0401 島尻郡八重瀬町字東風平30番11

貸室の所在場所：Kafuna F 202号室

第2条 [賃貸借期間・契約の終了]

- 賃貸借の期間は、令和 5年 2月 1日から 令和 7年 1月 31日までとする。
- 本契約は、契約の更新はなく、上記契約期間満了日をもって終了する。
- 賃貸人及び賃借人は合意の上、上記期間満了日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（再契約）をすることができる。
①、①賃借人が契約期間中、賃料の支払いを3回以上遅れたとき、②契約期間満了時に家賃滞納しているとき、③契約に違反した場合、④老朽化に伴い当建物の取壊しを計画した場合等、賃貸人が再契約を行うことが困難と判断した場合は、上記再契約は認められない。
- 賃借人は、期間満了の1年前から6か月前までの間に賃借人に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとし、通知のない場合は期間満了による賃貸借の終了を賃借人に主張することはできない。
ただし、賃貸人が通知期間の経過後、賃借人に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合は、その通知の日から6カ月を経過した日に賃貸借は終了する。その間は契約期間中と同一条件で賃借することができる。
- 賃借人は再契約完了しないまま、本契約終了後も本物件を明け渡さないときは、期間満了日の翌日から明け渡し済みの日まで一日につき、賃料の日割り計算分の2倍に相当する額を遅延損害金として、賃貸人に支払わなければならない。

第3条 [火災その他の災害による貸室の滅失]

本貸室が、火災その他の災害で大破又は滅失したときは、本契約は催促をしないで当然消滅する。

第4条 [賃料・共益費等]

賃料	83,000円 (8,300円)	共益費		駐車料	一台無料
----	---------------------	-----	--	-----	------

賃料を振込む際の口座：琉球銀行 豊見城支店 普通口座 0418000 株式会社共和ホーム

- 賃借人は、上記の記載に従った金額を毎月27日までに翌月分を賃貸人の指定する方法で支払う。なお、振込または口座振替の手数料等は賃借人の負担とする。
また、()内は現時点の消費税を表しており、消費税については法律に定められた税率に従うものとする。
- 期日内の支払いが無い場合、賃借人は督促事務手数料として、3,000円(税別)を別途支払うものとする。
期間賃料等の支払いが無い場合は、家賃保証会社に債権を譲渡する。
- ヶ月未満の賃料は日割で計算した額とする。
- 賃貸人及びその代理人は毎月の賃料等請求書を発行しないものとする。

第5条 [敷金・礼金]

敷金	83,000円	礼金	無し	保証金	無し
----	---------	----	----	-----	----

賃貸人は上記金額を前契約から引継ぐものとする。但し、敷金及び保証金に利息は付けないものとする。

第6条 [使用目的]

賃借人は、貸室を 議員事務所 の目的で使用し、他の用途に使用してはならない。

他の用途で使用する場合は、賃貸人の書面での許可を得なければならない。

第7条 [転貸等の禁止]

- 賃借人は、賃借権を譲渡し、若しくは本貸室を転貸（民泊や、賃借人が居住しておらず、賃借人以外の者のみが居住しているなど、転貸と同様の結果となる全ての場合も含む）してはならない。（但し、賃貸人又は管理会社が承諾した者を除く）
- 夫婦・親子・同居人、その他いかなる関係であっても、賃借人と別の者に名義の変更を希望する場合は、本賃貸借契約をいったん終了させ、別途新たに賃貸借契約を締結しなければならない。

第8条 [内装造作諸設備工事]

- 本契約後、賃借人が本物件に看板を設置し、その他の掲示をなす場合、あるいは本物件内の内装造作又は付属物件の新設・撤去等、全て原状を変更するときは、予め、書面により、賃貸人の承諾を得なければならない。
- 前項の内装造作又は付属物件の新設等における不動産取得税は賃借人の負担とする。
- 第1項の工事については、賃貸人・賃借人協議の上、施工業者を選定し、これを行うものとし、その費用は賃借人が全てを負担するものとする。賃借人は、これらに際し必要費・有益費その他費用の償還を賃貸人に請求しない。
- 賃借人が貸室を明渡す際、賃貸人の承諾を得て施した建具・その他造作・模様替え等に関する賃借人の買取請求権は、これを放棄することを承知し、引渡し前に当該物件の撤収をなし、原状回復の義務を負うものとする。
- ただし、賃貸人が原状回復を希望しない場合はこの限りではない。
- 賃借人が賃貸人の承諾を得ずして、前項の改造等をなした場合には、この為に生じた損害の賠償責任を負う。

第9条 【敷金の返還】

賃貸人は、本契約が終了し貸室の明渡しを受けた後、本賃貸借に関する一切の債務を精算したのち敷金を返還する。

第10条 【遵守事項・禁止事項】

1. 賃借人は、賃貸人の承諾なしに貸室の構造を変更し、又はこれに対して造作加工を為してはならない。
2. 事業活動によって発生したゴミは、ゴミ置場に出してはならない。(賃借人の責任において適正に処理する)
3. 共用部分(廊下、階段、駐車場、ベランダ等)に物を置いたり、専有的に使用又は占拠してはならない。
4. 共用部分の美化に心がけ、タバコの吸い殻・ゴミ・ガムのポイ捨て及び唾・痰吐きをしてはならない。
5. 暴行・脅迫・器物損壊、その他の言動により他の入居者や近隣の方に迷惑をかけてはならない。
6. 貸室内、ベランダ、共用部分でのペットと動物の飼育(一時預かりや、持ち込み含む)をしてはならない。
7. ドア・壁・床等を叩くなど大きな音を出す行為または大きな振動を出す行為、過音量(重低音を含む)のテレビ、ステレオ等の騒音、人声、足音、楽器・カラオケ等の演奏による騒音を出してはならない。
8. 受忍限度を超える騒音・異臭の発生させる行為を行ってはならない。
9. 受忍限度内の生活音などに対して過剰な要望をしてはならない。また、受忍限度の判定については、賃貸人で決定する。
10. 賃借人は、指定位置以外には駐停車を行ってはならない。また、来訪者その他関係者にも指定位置以外に止めさせてはならない。
1. 銃砲・刀剣類・爆発性、発火性を有する危険な物品、有毒物の製造、持ち込み、保管をしてはならない。
2. 排水管を腐食させ、又は詰まらせる恐れのある液体、物質等を流してはならない。
3. 違法若しくは公序良俗に反する勧誘・販売活動もしくは振り込め詐欺等の特殊詐欺を行い、またその拠点としてはならない。
4. 違法薬物などの製造、販売、使用、所持など警察の介入を生じさせる不法行為をしてはならない。
5. 公序良俗に反する行為、本物件に損害を与える行為、本物件の管理に支障を及ぼす行為、近隣への迷惑となる行為、もしくはそれらの恐れのある行為をしてはならない。
6. 飲食を提供する業務をしてはならない。
7. 賃借人は、賃借権その他本物件に基づく一切の権利を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
8. その他本契約又は使用規則等に反する行為をしてはならない。

第11条 【善管注意義務】

1. 賃借人は本物件を善良なる管理者としての注意をもって保全し使用するものとし、必要となった修繕費用は賃借人の負担とする。
2. 入居期間中は収納部分を含めた部屋全体の適切な除湿や換気を行い、カビの発生(結露等含む)を防止する。
3. 室内で喫煙して、ヤニ汚れや臭いが壁・天井・設備等に付着しないよう十分配慮する。
1. 壁、柱などに画びょうやネジによる穴を開けてはならない。
2. 床の傷が生じないように心がけ、特に家財道具(イス・テーブル・ベッド等)の移動や子供の遊びによる傷には十分配慮する。
3. 貸室内・外及び駐車場指定位置(オイル漏れ等)の掃除を行い、汚損が生じないように十分配慮する。
4. 壁・天井・床・建具・設備等にシール及び粘着物を貼ってはならない。
5. カギの管理は賃借人が責任を持って行い、紛失等による解錠は賃借人の負担でこれを行う。
6. 突然の雨や台風のような強風を伴う雨風等による、通気口や窓枠サッシ等からの雨水浸入を防ぐよう十分配慮する。
7. 敷地内(バルコニー等含む)にある草木の剪定、消毒、除草及び害虫防止の管理は賃借人にて行うものとする。

第12条 【費用負担】

賃借人は、入居期間中下記の費用を負担する。

1. 浴室、トイレ、流し台等、排水パイプのつまり補修(9,000円(税別)～)、修理費用、及びつまりによる階下への損害
2. ケーブの内部洗浄、ほこり目詰まりによる水漏れ修理(4,000円(税別)～)、リモン電池の液漏れ、換気扇の汚れによる故障で生じた修繕費用
3. 貸室内の各種電球の取替え、網戸張替え、畳の表替え、その他使用上生じた諸雑費
4. 電気、ガス、水道、電話料金、衛生費、その他の公共料金
5. 賃借人が、賃貸人又は管理会社の承諾を得ずに修繕業者を手配した場合の修繕費用等。
6. 当建物設備等が原因でない不具合についての出張確認費用(3,000円(税別))

第13条 【一部滅失等による賃料の減額等】

本物件の一部が滅失しその他事由により使用できなくなった場合において、それが賃借人の責めに帰することができない事由による場合は、賃料は、「貸室設備等不具合による賃料減額基準」に応じて、その使用できなかった部分減額されるものとする。

「貸室設備等不具合による賃料減額基準」：※賃貸人に連絡を入れた翌日を免責日数の基準日とする。

状 況	賃料減額割合	免責日数	状 況	賃料減額割合	免責日数
電気が使えない	30%	3日	トイレが使用できない	20%	2日
ガスが使えない	10%	4日	風呂が使用できない	10%	4日
水が使えない	20%	3日	エアコンが作動しない	5,000円	6日
テレビ等通信設備が使えない	10%	5日			

第14条 【修繕】

1. 賃貸人は、賃借人が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。但し、賃借人の故意・過失又は善管注意義務違反により必要となった修繕に要する費用、及び第12条第5項の修繕費用は、賃借人が負担しなければならない。また、賃借人が必要な修繕をしなかった場合は、貸室明渡し時に原状回復義務を負うものとする。
2. 前項の規定に基づき賃貸人が修繕を行う場合は、営業時間内に行うものとし、あらかじめその旨を賃借人に通知しなければならない。この場合において、賃借人は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
3. 賃借人は当該修繕の実施を拒否した場合、修繕にかかる日数は全て免責日数とする。
4. 本物件内に不具合や破損個所が生じたときには、賃借人は、賃貸人に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届け出が遅れて賃貸人及び他の入居者に損害が生じたときには、賃借人はこれを賠償する。
5. 第1項の損傷により、本契約の使用目的を達成するのに支障を生じ、賃借人が損害を受けても賃貸人はこれを負担しない。
6. 賃借人が損害を防止又は少なくするため、自らが応急修繕を行う場合は賃貸人に連絡の上、必要最小限度の範囲内において修繕するものとする。
7. 「風災」や「物体の飛来・衝突」によりベランダの仕切板や窓ガラス等が破損した場合は、賃借人の費用負担により、修繕を行う。

第15条 【保安全検】

賃貸人又はその代理人は貸室の保全、防火、防犯、救護、安否、状況確認等に関し、必要あるときは契約貸室内に立入り、必要な措置を講ずることができる。この場合、賃借人は賃貸人又はその代理人の措置に協力しなければならない。

第16条 【通知義務】

1. 賃借人は電話番号・駐車車両・入居者間での駐車位置等の変更があれば賃貸人・管理会社に通知しなければならない。
2. 法人契約の場合、入居者の入れ替えがある際には、その旨を賃貸人・管理会社に通知し、その承諾を得なければならない。

第17条 【移転料等の不請求】

賃借人は、貸室の明け渡しに際し、貸室に付加した有益費及び移転料その他の金銭上の請求はしない。

第18条 【連帯保証人】

1. 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃借人の一切の債務につき保証し、賃借人と連帯して履行の責を負う。
2. 連帯保証人が負担する債務の元本は、賃借人又は連帯保証人が死亡した時に確定する。
3. 賃借人は、賃料の支払いを2カ月以上怠り、または度々遅延した場合、連帯保証人に対し、本契約の解除権限、並びに本契約の終了に伴う本物件明け渡しに関する一切の権限をあらかじめ委任することとする。
4. 賃借人は、連帯保証人が死亡・制限能力者・自己破産等、無資力または、所在不明などの理由により、連帯保証人の責任を果たせない状況になった場合、または、連帯保証人として適当でないと賃貸人が認めた場合は、速やかに賃貸人が承諾する者に連帯保証人を変更しなければならない。
5. 連帯保証人は賃貸人に対し、身分証明書を提示して、賃料その他本契約に基づいて賃借人が負担する債務についての不履行の有無及びその額に関する情報提供を求めた時は、賃貸人が指定する方法で当該情報を提供する事に、賃借人は異議を述べないものとする。
6. 連帯保証人の負担する極度額は2,490,000円を限度とする。（月額賃料の30ヶ月分）
7. 賃借人(法人の場合)は連帯保証人(個人の場合)に対し、自身の財務状況について情報提供しなければならない。

第19条 【合意管轄】

本契約に関する紛争については、本物件所在地の裁判所を第一審の管轄裁判とすることに各当事者は合意した。

第20条 【駐車場及び車庫証明】

1. 駐車場内での天災、火災、接触事故、違法迷惑駐車、盗難、いたずら等による損害につき、賃貸人・代理人はその責任を負わないものとし、賃借人は備えに対し自動車保険に加入するものとする。
2. 証明承諾書発行の際は保証金として1台につき50,000円と保管場所使用承諾証明書発行費用5,000円(税別)が発生するものとする。
3. 賃借人は、退去後一ヶ月以内に車庫証明を抹消するものとする。賃貸人は、抹消確認後50,000円を返還する。
4. 駐車場の指定位置以外に駐車し、他の入居者の迷惑となった場合は、警察へ通報されても異議を申し立てない。
5. 駐車場の指定位置枠内中央真直ぐに駐車し、周りに迷惑をかけてはならない。
6. 2台駐車可能枠を使用する際は、別途契約を結ばなければならない。(但し、1台使用で管理会社が承諾した場合は除く)
7. 2台駐車可能枠で2台目駐車契約をしていない場合、他入居者から2台目駐車契約の要望がある際には駐車位置の移動に速やかに応じなければならない。
8. 駐車場指定位置は、初回契約時の車両の大きさ、高さ等を前提としており、契約後の車両変更に伴う問題については、当社は責任を負わないものとする。
9. 駐車場内において駐車車両の如何なる汚れについても賃貸人・代理人はその責任を負わないものとする。

第21条 【賃借人からの解約】

1. 賃借人は、賃貸人又は管理会社に対して三ヶ月の予告をもって本契約の解約を申し入れることができる。但し賃借人は予告に代え、三ヶ月分の賃料相当額を賃貸人に支払って即時に解約することができる。
2. 解約申し入れ後の解約取消は、基本出来ないものとする。但し、賃料三ヶ月分の解約取消料を賃貸人に支払うことで、解約申し入れを取消す事ができる。

第22条 【損害保険の加入】

1. 賃借人は火災、漏水、爆発等、賃借人賠償又は個人賠償の責を負う事故を発生させた場合、及び第14条の修繕に伴い損害が発生した場合に備え、借家人賠償責任約款付保険に加入し、賃貸人に損害額の請求をすることができない。
2. 賃借人及びその関係者の故意又は過失により賃貸人に損害を与えた場合は、賃借人は損害の賠償責任を負うこととする。

第23条 【契約解除】

賃借人が、次の一つに該当したときは、賃貸人は催促をしないで、直ちに本契約を解除することができ、賃借人の所有物が貸室内に契約解除の日から二日以上放置される場合は、賃貸人がこれを自由に処分しても異議の申し立てをしない。

1. 二ヶ月以上賃料の支払いを怠ったとき。
2. 賃料の支払いをししばし遅延し、その遅延が本契約における賃貸人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
3. 第6条、第7条、第10条、第11条、第18条の規定に違反したとき。
4. 賃借人が次の各号のいずれかに該当したとき。
 - (1) 暴力団員又は、反社会的構成員と判明したとき。
 - (2) 本物件、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等に関する看板、写真、絵画、ちょうちん、家紋、その他これに類似する物件を掲示、若しくは搬入したとき。
 - (3) 暴力団員以外の者が賃借人である場合でも本物件内に暴力団構成員、同準構成員等を居住させ、又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。
 - (4) 賃借人又はその関係者が本物件、共用部分、その他本物件に近接する場合において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、等に迷惑、不安感、不快感を与えたとき。
5. 長期不在により賃借権の行使を継続する意思がないとき。
6. その他本契約に違反したとき。

第24条 【明渡し時の原状回復義務等】

1. 賃借人は、本契約が終了する日までに明渡し日を事前に賃貸人又は代理人に通知して、本物件を明渡さなければならない。
2. 本契約における明渡しとは、次に掲げる全ての事項を完了したときをいう。
 - (1) 賃借人の退去及びカギ全部の返却
 - (2) 賃借人が本物件内に搬入した全ての物品等の搬出及び本物件内外のゴミ、汚物等の撤去、処理
 - (3) 賃借人により設置した造作物の撤去、改造、改築の原状回復
3. 本物件及び敷地内に残置物が有る場合は、賃貸人は賃借人の費用負担において処分できるものとし、賃借人はこれに異議を申し立てない。

賃借人は、原状回復費として専門業者のハウスクリーニング、畳の表葎(畳が有る場合)、照明電球切れによる電球交換及び修繕費(善管注意義務違反及び賃借人の故意・過失等で生じた修繕費)を支払うものとする。

原状回復工事は賃貸人の指定した者が実施する。

賃借人は本物件の明け渡しに際し、移転料・立退料その他の名称の如何にかかわらず、金銭上の請求をすることはできない。

第25条 【再契約】

1. 賃貸人は、再契約の意向があるときは、第2条第4項に規定する通知の書面に、その旨を付記する。
2. 賃借人は、前項の再契約の意向通知がある場合、再契約を希望するときは、契約期間満了日1カ月前までに賃貸人に対して、再契約の締結を申し込まなければならない。
3. 賃借人は、契約期間満了日までに再契約の締結を完了しなければならない。
4. 賃借人は、再契約の締結時に連帯保証人(本契約に準ずる)及び保証協会を付さねばならない。
5. 賃借人は、再契約の締結時に、管理会社に再契約事務手数料 15,000円(税別)を支払わなければならない。
6. 再契約後、本契約における原状回復の債務を再契約に引き継ぐものとする。
7. 本契約において賃借人から賃貸人に預け入れられた敷金又はハウスクリーニング料金は、再契約に引き継ぐものとする。

【特約条項】

1. 駐輪場の有無に関わらず、バイク等の駐輪スペースの保証はないものとする。また防犯登録(法律上の義務)のない自転車、管理会社へ届け出の無いバイク等の駐輪は撤去対象とし一切を禁止する。撤去費用(人件費含む)は賃借人が負担するものとする。
2. 当物件敷地内に駐輪するバイクは車両ナンバー、自転車は防犯登録番号を管理会社へ必ず届け出ること。
3. 管理会社へ車両ナンバー、防犯登録番号の届け出後も、賃貸人から指摘及び注意を受けた場合はその内容に従うものとする。
4. 賃借人は、原状回復費として専門業者のハウスクリーニング、畳の表替、照明電球切れによる電球交換及び修繕費(善管注意義務違反及び賃借人の故意・過失で生じた修繕)を残存価値に関わらず、下記の金額に従い支払うものとする。

ハウスクリーニング料金	73,000円(税別)	畳表替料金	1枚-円(税別)		
電球交換(蛍光管)	1,000円(税別)/個	電球交換(LED型)	2,000円(税別)/個	電球交換(LED)	1,500円(税別)/個
クロス貼替費用	1,000円(税別)/㎡	人工賃20,000円(税別)/日	床の修繕費用	1,000円(税別)/㎡	人工賃12,000円(税別)/日

5. 賃借人は入居期間中、入居者総合保険(賠償責任補償付き)に加入するものとし、加入しない場合は、再契約は出来ないものとする。
6. 賃借人は入居期間中、家賃保証契約を締結するものとし、締結しない場合は、再契約は出来ないものとする。
7. 賃借人は事業施設の運営に必要な許認可等の調査・確認・手続きを行い、その必要となる費用及び公課課税等を負担する。
法律・行政などの許認可が下りず想定していた事業運営を行うことが困難となった場合に生じる一切の責任は、賃借人及びその代理人はこれを負わないものとする。

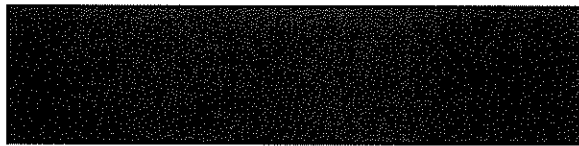
以上の契約内容(特約条項含む)の説明を受け、了承いたしました。

(石原 朝子 様)

石原朝子

令和 年 月 日

賃貸人 住所



氏名

賃借人 住所

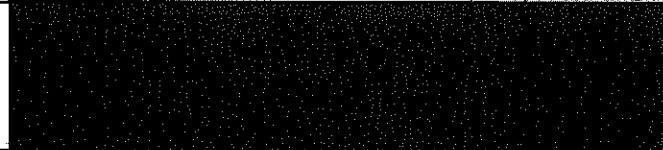
八重瀬町豊見市我那覇265番地7

(石原 朝子 様)

氏名

石原朝子

連帯保証人 住所



(金城 昇 様)

極度額: 2,490,000円

賃借人から財務状況の提供を受けた。

氏名

連帯保証人 住所



極度額: 2,490,000円

賃借人から財務状況の提供を受けた。

氏名

実印

宅地建物取引業者

免許番号 沖縄県知事(6)第3149号

住所

沖縄県豊見城市我那覇501番地1

電話

098-911-1966

商号

株式会社 共和ホーム

代表者

代表取締役 上原 直人

宅建取引士

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
4/20	固定電話料 4月分	4,474	全額	4,474
6/14	固定電話料 6月分	9,479	全額	9,479
9/8	固定電話料 9月分	7,843	1/2	3,921
10/13	固定電話料 10月分	5,612	全額	5,612
11/15	固定電話料 11月分	8,173	その他	5,533
12/12	固定電話料 12月分	5,275	全額	5,275
1/16	固定電話料 1月分	5,557	全額	5,557
2/9	固定電話料 2月分	5,141	全額	5,141
3/13	固定電話料 3月分	5,099	全額	5,099
毎月払	コピー機リース代 (4月.5月.6月分)	23,100	全額	23,100
毎月払	コピー機リース代 (7月分)	7,700	1/2	3,850
毎月払	コピー機リース代 (8月.10月.11月.12月分)	30,800	全額	30,800
毎月払	コピー機リース代 (9月分)	7,700	1/2	3,850
毎月払	コピー機リース代 (令和5年1月.2月.3月分)	23,100	全額	23,100
5/23	コピー機カウンター料(4月分)	3,771	全額	3,771
6/23	コピー機カウンター料(5月分)	4,207	全額	4,207
7/25	コピー機カウンター料(6月分)	2,574	全額	2,574
8/23	コピー機カウンター料(7月分)	2,831	1/2	1,415
9/26	コピー機カウンター料(8月分)	6,009	全額	6,009
10/24	コピー機カウンター料(9月分)	6,141	1/2	3,070
11/24	コピー機カウンター料(10月分)	1,029	全額	1,029
12/23	コピー機カウンター料(11月分)	3,177	全額	3,177
1/23	コピー機カウンター料(12月分)	656	全額	656
2/24	コピー機カウンター料(1月分)	165	全額	165
3/23	コピー機カウンター料(2月分)	231	全額	231
3/13	コピー機カウンター料(3月分)	217	全額	217
5/23	事務用品代(チューブファイル)	3,875	全額	3,875
7/6	事務用品代(切手代) 労働基準局へ申告書提出	120	全額	120
7/7	事務用品代(コピー用紙)	1,000	全額	1,000
	事務費 充当合計			166,307

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

事務費

固定電話料金

発行No. 2.5 - 000334

電話料金等支払証明書

収入印紙
(17号文書)

階級定額

税率適用

沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平30-11

請求者住所: カフーナF 202号

請求者氏名: 石原 朝子事務所 様

提出・交付先:

請求事由:

1 電話番号 098-998-7770
2 電話料金等 13,953 円

年月	金額	うち消費税 相当額	収納年月日	記事
令和4年4月分	4,474	406	令和4年4月20日	
令和4年6月分	9,479	861	令和4年6月14日	
			以下余白	
合計	13,953	1,267		

上記の電話料金等は、収納済みであることを証明します。

令和4年7月6日
沖縄県浦添市城間4丁目35-1

西日本電信電話株式会社
沖縄支店



充当割合 : 1/2(政務活動以外が含まれるので按分)

固定電話料金

充当金額 : 3,921円(7,843÷2)

●(9 月分)

電話料金等領収証
(Receipt)

ご請求番号
5069993020905

お客さま氏名
石原 朝子事務所 様

金額
2022年 9月分
¥7,843

うち、消費税相当額
713円

西日本電信電話株式会社
沖縄支店
お客さまからの
料金お問合せ先(無料)
0120-747488

収入印紙貼付欄

収収③
365693
22.9.08
西日本電信電話株式会社
沖縄支店
東風平店

領収日付印

(お客さま)

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

固定電話料金

充当金額 : 5,612円

●(10 月分)

電話料金等領収証
(Receipt)

ご請求番号
6099591403240

お客さま氏名
石原 朝子事務所 様

金額
2022年 10月分
¥5,612

うち、消費税相当額
510円

西日本電信電話株式会社
沖縄支店
お客さまからの
料金お問合せ先(無料)
0120-747488

収入印紙貼付欄

収収③
5612
22.10.13
西日本電信電話株式会社
沖縄支店
東風平店

領収日付印

(お客さま)

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

固定電話料金

充当金額 : 5,533 円 (8,173 - 2,640)

●(// 月分) 政務以外が含まれるため

電報料金

充当金額 : 5,275 円

●(12 月分)

電話料金等領収証 (Receipt)

ご請求番号

8029291605458

お客さま氏名

石原 朝子事務所 様

金額

2022年11月分
¥8,173

うち、消費税相当額

743円

西日本電信電話株式会社

沖縄支店

お客さまからの

料金お問合せ先 (無料)

0120-747488

収入印紙貼付欄

22.11.15

領収日付印

(お客さま)

電話料金等領収証 (Receipt)

ご請求番号

9059191807678

お客さま氏名

石原 朝子事務所 様

金額

2022年12月分
¥5,275

うち、消費税相当額

479円

西日本電信電話株式会社

沖縄支店

お客さまからの

料金お問合せ先 (無料)

0120-747488

収入印紙貼付欄

22.12.12

領収日付印

(お客さま)

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

固定電話料金

充当金額 : 5,557 円

●(/ 月分)

電話料金等領収証 (Receipt)

ご請求番号

1089191606178

お客さま氏名

石原 朝子事務所 様

金額

2023年1月分
¥5,557

うち、消費税相当額

505円

西日本電信電話株式会社

沖縄支店

お客さまからの

料金お問合せ先 (無料)

0120-747488

収入印紙貼付欄

23.1.16

領収日付印

(お客さま)

充当金額 : 5,141 円

●(2 月分)

電話料金等領収証 (Receipt)

ご請求番号

3019091808488

お客さま氏名

石原 朝子事務所 様

金額

2023年2月分
¥5,141

うち、消費税相当額

467円

西日本電信電話株式会社

沖縄支店

お客さまからの

料金お問合せ先 (無料)

0120-747488

収入印紙貼付欄

23.2.09

領収日付印

(お客さま)

事務所費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

水道料金

充当金額 : 5,099 円
●(3 月分)

充当金額 : 円
●(月分)

電話料金等領収
(Receipt)

ご請求番号
4039892010800

お客様氏名
石原 朝子事務所 様

金額
2023年 3月分
¥5,099

うち、消費税相当額 463円

西日本電信電話株式会社
沖縄支店
お客様からの
料金お問合せ先(無料)
0120-747488

収入印紙貼付欄	23.3.13	領収日付印
---------	---------	-------

(お客様)

事務費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 7,700円 (4月分)

●コピー機リース代

領 収 書

BA 107223

会員番号 [Redacted]

令和4年5月12日

石原朝子様

令和4年4月27日口座振替分

(御契約者) (様分)

但し

収入印紙

金額 7700

手形・小切手 通

上記金額正に領収致しました

上	クレジット返済金						
記	貸付元本						
	貸付利息						
内	リース料					7700	
	遅延損害金						
訳	回収費用						

小切手(手形)番号
 振出日 年 月 日 振出人
 支払銀行店名(小切手のみ)
 支払期日(手形のみ) 年 月 日~ 年 月 日

貸金業者登録番号 近畿財務局長 第0081
 株式会社 アプラス (5)
 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
 取扱店

元本残高

未払利息

金額訂正のもの及び担当者印なきものは無効とします。

オペレーションセンター
06-6368-7254

担当者印 [Redacted]

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 7,700円 (5月分)

●コピー機リース代

領 収 書

BA 107470

会員番号 [Redacted]

令和4年6月8日

石原朝子様

令和4年5月27日口座振替分

(御契約者) (様分)

但し

収入印紙

金額 7700

手形・小切手 通

上記金額正に領収致しました

上	クレジット返済金						
記	貸付元本						
	貸付利息						
内	リース料					7700	
	遅延損害金						
訳	回収費用						

小切手(手形)番号
 振出日 年 月 日 振出人
 支払銀行店名(小切手のみ)
 支払期日(手形のみ) 年 月 日~ 年 月 日

貸金業者登録番号 近畿財務局長 第0081
 株式会社 アプラス (6)
 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
 取扱店

元本残高

未払利息

金額訂正のもの及び担当者印なきものは無効とします。

オペレーションセンター
06-6368-7254

担当者印 [Redacted]

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 7,700円(6月分)

●コピー機リース代

領 収 書

BA 107815

会員番号 [REDACTED]

令和4年7月13日

石原朝子様

令和4年6月27日口座振替分
但し

(御契約者 様分)

金額 ¥7700

上記金額正に領収致しました

上 記 内 訳	クレジット返済金						
	貸付元本						
	貸付利息						
	リース料					7700	
	遅延損害金						
	回収費用						

元本残高 _____

未払利息 _____

金額訂正のもの及び担当者印なきものは無効とします。

収入印紙

手形・小切手 通

小切手(手形)番号
 振出日 年 月 日 振出人
 支払銀行店名(小切手のみ)
 支払期日(手形のみ) 年 月 日 ~ 年 月 日

貸金業者登録番号 近畿財務局長 第0081

株式会社 アプラス (5)

大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
取扱店

担当者印

オペレーションセンター
06-6368-7254



充当割合 : 1/2(政務活動以外が含まれるので按分)

充当金額: 3,850円(7月分)(7700÷2)

●コピー機リース代

領 収 書

BA 107894

会員番号 [REDACTED]

令和4年8月9日

石原朝子様

令和4年7月27日口座振替分
但し

(御契約者 様分)

金額 ¥3850

上記金額正に領収致しました

上 記 内 訳	クレジット返済金						
	貸付元本						
	貸付利息						
	リース料					3850	
	遅延損害金						
	回収費用						

元本残高 _____

未払利息 _____

金額訂正のもの及び担当者印なきものは無効とします。

収入印紙

手形・小切手 通

小切手(手形)番号
 振出日 年 月 日 振出人
 支払銀行店名(小切手のみ)
 支払期日(手形のみ) 年 月 日 ~ 年 月 日

貸金業者登録番号 近畿財務局長 第0081

株式会社 アプラス (5)

大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
取扱店

担当者印

オペレーションセンター
06-6368-7254



事務費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 7,700円(8月分)

●コピー機リース代

領 収 書

BA 110069

会員番号 [REDACTED]

令和4年9月15日

石原 朝子 様

令和4年9月27日口座振替分

(御契約者) 様分

但し

収入印紙

金額 ¥7700

手形・小切手 通

上記金額正に領収致しました

上 記 内 訳	クレジット返済金					
	貸付元本					
	貸付利息					
	リース料				7700	
	遅延損害金					
	回収費用					

小切手(手形)番号
 振出日 年 月 日 振出人
 支払銀行店名(小切手のみ)
 支払期日(手形のみのみ) 年 月 日 ~ 年 月 日

貸金業者登録番号 近畿財務局長(5)第0081

株式会社 アプラス

大阪市浪速区湊町一丁目2番3号

取扱店

オペレーションセンター
06-6368-7254

担当者印

元本残高

未払利息

金額訂正のもの及び担当者印なきものは無効とします。

充当割合 : 1/2(政務活動以外が含まれるので按分)

充当金額: 3,850円(9月分)(7700÷2)

●コピー機リース代

領 収 書

BA 110231

会員番号 [REDACTED]

令和4年10月11日

石原 朝子 様

令和4年9月27日口座振替分

(御契約者) 様分

但し

収入印紙

金額 ¥3850

手形・小切手 通

上記金額正に領収致しました

上 記 内 訳	クレジット返済金					
	貸付元本					
	貸付利息					
	リース料				3850	
	遅延損害金					
	回収費用					

小切手(手形)番号
 振出日 年 月 日 振出人
 支払銀行店名(小切手のみ)
 支払期日(手形のみのみ) 年 月 日 ~ 年 月 日

貸金業者登録番号 近畿財務局長(5)第0081

株式会社 アプラス

大阪市浪速区湊町一丁目2番3号

取扱店

オペレーションセンター
06-6368-7254

担当者印

元本残高

未払利息

金額訂正のもの及び担当者印なきものは無効とします。

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 7,700円 (10月分)

●コピー機リース代

領 収 書

BA 110485

会員番号



令和4年11月11日

石原 朝子 様

令和4年10月27日口座振替分

(御契約者 様分)

但し

収入印紙

金額 ¥7700

手形・小切手 通

上記金額正に領収致しました

上	クレジット返済金						
	貸付元本						
記	貸付利息						
	リース料				7700		
内	遅延損害金						
	回収費用						
誤							

小切手(手形)番号
 振出日 年 月 日 振出人
 支払銀行店名(小切手のみ)
 支払期日(手形のみのみ) 年 月 日~ 年 月 日

貸金業者登録番号 近畿財務局長(5)第0081

株式会社 アプラス

大阪市浪速区湊町一丁目2番3号

取扱店

オペレーションセンター
06-6368-7254

担当者印



元本残高

未払利息

金額訂正のもの及び担当者印なきものは無効とします。

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

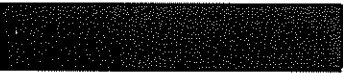
充当金額: 7,700円 (11月分)

●コピー機リース代

領 収 書

BA 110539

会員番号



令和4年12月7日

石原 朝子 様

令和4年11月28日口座振替分

(御契約者 様分)

但し

収入印紙

金額 ¥7700

手形・小切手 通

上記金額正に領収致しました

上	クレジット返済金						
	貸付元本						
記	貸付利息						
	リース料				7700		
内	遅延損害金						
	回収費用						
誤							

小切手(手形)番号
 振出日 年 月 日 振出人
 支払銀行店名(小切手のみ)
 支払期日(手形のみのみ) 年 月 日~ 年 月 日

貸金業者登録番号 近畿財務局長(5)第0081

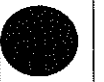
株式会社 アプラス

大阪市浪速区湊町一丁目2番3号

取扱店

オペレーションセンター
06-6368-7254

担当者印



元本残高

未払利息

金額訂正のもの及び担当者印なきものは無効とします。

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 7,700円 (/2月分)

●コピー機リース代

領 収 書

BA 111045

会員番号

令和5年1月20日

石原朝子様

令和4年12月27日口座振替分
但し

(御契約者 様分)

収入印紙

金額

7700

手形・小切手 通

上記金額正に領収致しました

上 記 内 訳	クレジット返済金						
	貸付元本						
	貸付利息						
	リース料				7700		
	遅延損害金						
回収費用							

小切手(手形)番号
 振出日 年 月 日 振出人
 支払銀行店名(小切手のみ)
 支払期日(手形のみのみ) 年 月 日~ 年 月 日

貸金業者登録番号 近畿財務局長(5)第00810

株式会社 アプラス

大阪市浪速区湊町一丁目2番3号

取扱店

オペレーションセンター
06-6368-7254

担当者印

元本残高

未払利息

金額訂正のもの及び担当者印なきものは無効とします。

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 7,700円 (/月分)

●コピー機リース代

領 収 書

BA 111342

会員番号

令和5年2月9日

石原朝子様

令和5年1月27日口座振替分
但し

(御契約者 様分)

収入印紙

金額

7700

手形・小切手 通

上記金額正に領収致しました

上 記 内 訳	クレジット返済金						
	貸付元本						
	貸付利息						
	リース料				7700		
	遅延損害金						
回収費用							

小切手(手形)番号
 振出日 年 月 日 振出人
 支払銀行店名(小切手のみ)
 支払期日(手形のみのみ) 年 月 日~ 年 月 日

貸金業者登録番号 近畿財務局長(5)第00810

株式会社 アプラス

大阪市浪速区湊町一丁目2番3号

取扱店

オペレーションセンター
06-6368-7254

担当者印

元本残高

未払利息

金額訂正のもの及び担当者印なきものは無効とします。

事務費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 7,700円 (2月分)

●コピー機リース代

領 収 書

BA 112176

会員番号

令和5年 3月 9日

石原 朝子 様

令和5年2月27日口座振替分

(御契約者

様分)

但し

収入印紙

金額

7700

手形・小切手 通

上記金額正に領収致しました

上 記 内 訳	クレジット 返済金						
	貸付元本						
	貸付利息						
	リ入料					7700	
	遅延損害金						
	回収費用						

小切手(手形)番号

振出日 年 月 日 振出人

支払銀行店名(小切手のみ)

支払期日(手形のみ) 年 月 日~ 年 月 日

貸金業者登録番号 近畿財務局長(5)第0081

株式会社 アプラス

大阪市浪速区湊町一丁目2番3号

取扱店

オペレーションセンター
06-6368-7254

担当者印

元本残高

未払利息

金額訂正のもの及び担当者印なきものは無効とします。

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 7,700円 (3月分)

●コピー機リース代

領 収 書

BA 112442

会員番号

令和5年 4月 10日

石原 朝子 様

令和5年3月27日口座振替分

(御契約者

様分)

但し

収入印紙

金額

7700

手形・小切手 通

上記金額正に領収致しました

上 記 内 訳	クレジット 返済金						
	貸付元本						
	貸付利息						
	リ入料					7700	
	遅延損害金						
	回収費用						

小切手(手形)番号

振出日 年 月 日 振出人

支払銀行店名(小切手のみ)

支払期日(手形のみ) 年 月 日~ 年 月 日

貸金業者登録番号 近畿財務局長(5)第0081

株式会社 アプラス

大阪市浪速区湊町一丁目2番3号

取扱店

オペレーションセンター
06-6368-7254

担当者印

元本残高

未払利息

金額訂正のもの及び担当者印なきものは無効とします。

事務費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 3,771 円 (4月分)

●コピー機カウンター保守料金

Canon

領収証

発行日 : 2022年05月26日

領収証No. : 220500238200

石原 朝子 御中

¥3,771-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2022年05月23日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6



お引落日 : 2022年05月23日

お引落口座: ゆうちょ銀行

お客様番号 :
請求書No. : 68354407
締日 : 2022年04月分
ご請求額 (税込) : ¥3,771-

<お知らせ> 【トナーに関する重要なお知らせをご確認ください】 <http://canon.jp/toner> ビジネスプリンタ/複合機→対応向け複合機

契約書No. K210151678 設置先名 石原 朝子
製品名 IR-ADVC3330F-RG シリアルNo. YDY05001 請求期間 2022/03/01~2022/04/01 伝票No. KE000112705866

品名	今回値	前回値	控除数	ご使用数	数量・月数	単価	金額
1 カラーコピー	399	202	1	196	196	12.00	2,352
2 カラープリント	850	778	0	72	72	12.00	864
3 ブラック	3,192	3,121	0	71	71	3.00	213
品名 カウンター保守料金							
1 カラーコピー			1	~			
2 カラープリント			1	~			
3 ブラック			1	~			

(ミニマム 50枚/月含む)

<各種サービス料金合計>	料金合計 (税抜)	3,429
	(10%対象)	3,429
	消費税等	342
	ご請求額合計	3,771

事務費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 4,207 円 (5月分)

●コピー機カウンター保守料金

Canon

領収証

発行日 : 2022年06月28日
領収証No. : 220600239525

石原 朝子 御中

¥4,207-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2022年06月23日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6

お支払方法は指定口座より振込をお願いいたします。
お引落日 : 2022年06月23日
お引落口座 : ゆうちょ銀行

お客様番号 :
請求書No. : 68791609
締日 : 2022年05月分
ご請求額 (税込) : ¥4,207-

<お知らせ> 【トナーに関する重要なお知らせをご確認ください】 <http://canon.jp/toner> ビジネスプリンタ/複合機→トナー向け複合機

契約書No. K210151678 設置先名 石原 朝子
製品名 IR-ADVC3330F-RG シリアルNo. YDY05001
請求期間 2022/04/01~2022/05/02 伝票No. KE000113652390

品名	今回値	前回値	請求期間 控除数	ご使用数	数量・月数	単価	金額
1 カラーコピー	399	399	0	0	0	12.00	0
2 カラープリント	930	850	0	80	80	12.00	960
3 ブラック	4,156	3,192	9	955	955	3.00	2,865
品名	カウンター保守料金						
1 カラーコピー			1 ~		0	12.00	0
2 カラープリント			1 ~		80	12.00	960
3 ブラック			1 ~		955	3.00	2,865

(ミニマム 50枚/月含む)

<各種サービス料金合計>

料金合計 (税抜) 3,825
(10%対象) 3,825
消費税等 382
ご請求額合計 4,207

事務費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額 : 2,574 円 (6月分)

●コピー機カウンター保守料金

Canon

領収証

発行日 : 2022年07月28日
領収証No. : 220700240874

石原 朝子 御中

¥2,574-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2022年07月25日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6



請求書No. : 69170587
締日 : 2022年06月分
ご請求額 (税込) : ¥2,574-

お引落口座 : ゆうちょ銀行

<お知らせ> 【トナーに関する重要なお知らせをご確認ください】 <http://canon.jp/toner> ビジネス向け複合機

契約書No. K21D151678 設置先名 石原 朝子
製品名 IR-ADVC3330F-RG シリアルNo. YDY05001 請求期間 2022/05/02~2022/06/01 伝票No. KE000114492458

品名	カウンター保守料金	今回値	前回値	控除数	ご使用数	数量・月数	単価	金額
1	カラーコピー	503	399	1	103	103	12.00	1,236
2	カラープリント	997	930	0	67	67	12.00	804
3	ブラック	4,257	4,156	1	100	100	3.00	300
1	カラーコピー			1	~	103	12.00	1,236
2	カラープリント			1	~	67	12.00	804
3	ブラック			1	~	100	3.00	300

(ミニマム 50カット/月含む)

<各種サービス料金合計>	料金合計 (税抜)	2,340
	(10%対象)	2,340
	消費税等	234
	ご請求額合計	2,574

事務費

充当割合 : 1/2(政務活動以外が含まれるので按分)

充当金額: 1, 415 円 (2,831÷2)

●コピー機カウンター保守料金(7月分)

Canon

領収証

発行日 : 2022年08月26日
領収証No. : 220800242173

石原 朝子 御中

¥2,831-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2022年08月23日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6

お客様番号 :
請求書No. : 69530864
締日 : 2022年07月分
ご請求額 (税込) : ¥2,831-

お引落口 : 2022年08月20日
お引落口座 : ゆうちょ銀行

契約書No. K210151678 設置先名 石原 朝子 請求期間 2022/06/01~2022/07/01 伝票No. KE000115252614
製品名 IR-ADVC3330F-RG シリアルNo YDY05001

品名	今回値	前回値	控除数	ご使用数	数量・月数	単価	金額
1 カラーコピー	510	503	0	7	7	12.00	84
2 カラープリント	1,062	997	0	65	65	12.00	780
3 ブラック	4,832	4,257	5	570	570	3.00	1,710
品名	カウンター保守料金				数量・月数	単価	金額
1	カラーコピー				7	12.00	84
2	カラープリント				65	12.00	780
3	ブラック				570	3.00	1,710

(ミニマム 50カット/月含む)

<各種サービス料金合計>	料金合計 (税抜)	2,574
	(10%対象)	2,574
	消費税等	257
	ご請求額合計	2,831

事務費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 6,009 円 (8月分)

●コピー機カウンター保守料金

Canon

領収証

発行日 : 2022年09月29日
領収証No. : 220900243531

石原 朝子 御中

¥6,009-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2022年09月26日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6



お客様番号 : [REDACTED]
請求書No. : 70007971
締日 : 2022年08月分
ご請求額 (税込) : ¥6,009-

お引落日 : 2022年09月26日
お引落口座 : ゆうちょ銀行
[REDACTED]

契約書No. K210151678 設置先名 石原 朝子
製品名 IR-ADVC3330F-RG シリアルNo. YDY05001
請求期間 2022/07/01~2022/08/01 伝票No. KE000116323544

品名	今回値	前回値	控除数	ご使用数	数量・月数	単価	金額
1 カラーコピー	510	510	0	0	0	12.00	0
2 カラープリント	1,137	1,062	0	75	75	12.00	900
3 ブラック	6,368	4,832	15	1,521	1,521	3.00	4,563
品名 カウンター保守料金							
1 カラーコピー					0	12.00	0
2 カラープリント			1 ~		75	12.00	900
3 ブラック			1 ~		1,521	3.00	4,563

(ミニマム 50カット/月含む)

<各種サービス料金合計>	料金合計 (税抜)	5,463
	(10%対象)	5,463
	消費税等	546
	ご請求額合計	6,009

事務費

充当割合 : 1/2(政務活動以外が含まれるので按分)

充当金額: 3,070円 (6,141 ÷ 2)

●コピー機カウンター保守料金(9月分)

Canon

領収証

発行日 : 2022年10月27日
領収証No. : 221000244692

石原 朝子 御中

¥6,141-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2022年10月24日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6



お引落日 : 2022年10月24日
お引落口座 : ゆうちょ銀行

お客様番号 :
請求書No. : 70415780
締日 : 2022年09月分
ご請求額 (税込) : ¥6,141-

契約書No. K210151678 設置先名 石原 朝子
製品名 IR-ADVC3330F-RG シリアルNo. YDY05001
請求期間 2022/08/01~2022/09/01 伝票No. KE000117217955

品名	カウンター保守料金	今回値	前回値	控除数	ご使用数	数量・月数	単価	金額
1	カラーコピー	510	510	0	0	0	12.00	0
2	カラープリント	1,147	1,137	0	10	10	12.00	120
3	ブラック	8,207	6,368	18	1,821	1,821	3.00	5,463

(ミニマム 50カット/月含む)

<各種サービス料金合計>	料金合計 (税抜)	5,583
	(10%対象)	5,583
	消費税等	558
	ご請求額合計	6,141

事務費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 1,029 円 (10月分)

●コピー機カウンター保守料金

Canon

領収証

発行日 : 2022年11月29日
領収証No. : 221100246194

石原 朝子 御中

¥1,029-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2022年11月24日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6



お支払方法は、ご指定口座より振替にてお願いいたします。
お引落日 : 2022年11月24日
お引落口座 : ゆうちょ銀行

お客様番号 :
請求書No. : 70834072
締日 : 2022年10月分
ご請求額 (税込) : ¥1,029-

契約書No. K210151678 設置先名 石原 朝子
製品名 IR-ADVC3330F-RG シリアルNo. Y0Y05001
請求期間 2022/09/01~2022/10/03 伝票No. KE000118131989

品名	今回値	前回値	控除数	ご使用数	数量・月数	単価	金額
1 カラーコピー	510	510	0	0	0	12.00	0
2 カラープリント	1,212	1,147	0	65	65	12.00	780
3 ブラック	8,259	8,207	0	52	52	3.00	156
品名	カウンター保守料金						
1 カラーコピー					0	12.00	0
2 カラープリント			1 ~		65	12.00	780
3 ブラック			1 ~		52	3.00	156

(ミニマム 50枚/月含む)

<各種サービス料金合計>
料金合計 (税抜) 936
(10%対象) 936
消費税等 (93)
ご請求額合計 1,029

事務費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 3,177 円 (11月分)

●コピー機カウンター保守料金

Canon

領収証

発行日 : 2022年12月28日
領収証No. : 221200247756

石原 朝子 御中

¥3,177-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2022年12月23日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6



お引落口 : 2022年12月23日
お引落口座 : ゆうちょ銀行

お客様番号 : [REDACTED]
請求書No. : 71241041
締日 : 2022年11月分
ご請求額 (税込) : ¥3,177-

契約書No. K210151678 設置先名 石原 朝子 シリアルNo. YDY05001
製品名 IR-ADVC3330F-RG 請求期間 2022/10/03~2022/11/01 伝票No. KE000119015995

品名	今回値	前回値	控除数	ご使用数	数量・月数	単価	金額
1 カラーコピー	644	510	1	133	133	12.00	1,596
2 カラープリント	1,248	1,212	0	36	36	12.00	432
3 ブラック	8,548	8,259	2	287	287	3.00	861
品名 カウンター保守料金							
1 カラーコピー			1	~			
2 カラープリント			1	~			
3 ブラック			1	~			

(ミニマム 50カット/月含む)

<各種サービス料金合計>	料金合計 (税抜)	2,889
	(10%対象)	2,889
	消費税等	288
	ご請求額合計	3,177

事務費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 656 円 (12月分)

●コピー機カウンター保守料金

Canon

領収証

発行日 2023年01月26日
領収証No. : 230100248944

石原 朝子 御中

¥656-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2023年01月23日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6



お客様番号 :
請求書No. : 71658821
締日 : 2022年12月分
ご請求額 (税込) : ¥656-

お引落日 : 2023年01月23日
お引落口座 : ゆうちょ銀行

契約書No. K21015167B 設置先名 石原 朝子
製品名 IR-ADV3330F-RG シリアルNo. YDY05001
請求期間 2022/11/01~2022/12/01 伝票No. KE000119907647

品名	今回値	前回値	控除数	ご使用数	数量・月数	単価	金額
1 カラーコピー	644	644	0	0	0	12.00	0
2 カラープリント	1,281	1,248	0	33	33	12.00	396
3 ブラック	8,615	8,548	0	67	67	3.00	201
品名					数量・月数	単価	金額
1 カラーコピー					0	12.00	0
2 カラープリント					33	12.00	396
3 ブラック					67	3.00	201

(ミニマム 50枚/月含む)

<各種サービス料金合計> 料金合計 (税抜) 597
(10%対象) 597
消費税等 59
ご請求額合計 656

事務費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 165 円 (1月分)

●コピー機カウンター保守料金

Canon

領収証

発行日 : 2023年03月01日

領収証No. : 230300250790

石原 朝子 御中

¥165-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2023年02月24日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6



お客様番号 :
請求書No. : 72106667
締日 : 2023年01月分
ご請求額 (税込) : ¥165-

お引落日 : 2023年02月24日
お引落口座 : ゆうちょ銀行

契約書No. K210151678 設置先名 石原 朝子
製品名 IR-ADVC3330F-RG シリアルNo. YDY05001

請求期間 2022/12/01~2023/01/05 伝票No. KE000120861037

品名	今回値	前回値	控除数	ご使用数	数量・月数	単価	金額
1 カラーコピー	644	644	0	0	0	12.00	0
2 カラープリント	1,281	1,281	0	0	0	12.00	0
3 ブラック	8,617	8,615	0	2	50	3.00	150
品名	カウンター保守料金						
1 カラーコピー							
2 カラープリント							
3 ブラック							

(ミニマム 50枚/月含む)

<各種サービス料金合計>
料金合計 (税抜) 150
(10%対象) 150
消費税等 15)
ご請求額合計 165

事務費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 23 / 円 (2月分)

●コピー機カウンター保守料金

Canon

領収証

発行日 : 2023年03月28日
領収証No. : 230300251945

石原 朝子 御中

¥231-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2023年03月23日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6



お支払方法: ご指定口座より振替させていただきます。
お引落日 : 2023年03月23日
お引落口座: ゆうちょ銀行

お客様番号 : [REDACTED]
請求書No. : 72507562
締日 : 2023年02月分
ご請求額 (税込) : ¥231-

契約書No. K210151678 設置先名 石原 朝子 シリアルNo. YDY05001
製品名 IR-ADVC3330F-RG 請求期間 2023/01/05~2023/02/01 伝票No. KE000121715834

品名	今回値	前回値	控除数	ご使用数	数量・月数	単価	金額
1 カラーコピー	644	644	0	0	0	12.00	0
2 カラープリント	1,286	1,281	0	5	5	12.00	60
3 ブラック	8,618	8,617	0	1	50	3.00	150
品名					数量・月数	単価	金額
カウンター保守料金					0	12.00	0
1 カラーコピー				1 ~	5	12.00	60
2 カラープリント				1 ~	50	3.00	150
3 ブラック							

(ミニマム 50カット/月含む)

<各種サービス料金合計>	料金合計 (税抜)	210
	(10%対象)	210
	消費税等	21)
	ご請求額合計	231

事務費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 217 円 (3月分)

●コピー機カウンター保守料金

Canon

領収証

発行日 : 2023年03月14日

領収証No. : 230300251202

石原 朝子 御中

¥217-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2023年03月13日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6



お客様番号 :
請求書No. : 72917591
締日 : 2023年03月分
ご請求額 (税込) : ¥217-

お支払期日 : 2023年04月24日
お振込口座 : 西日本シティ銀行

キヤノンマーケティングジャパン(カ)

契約書No. K210151678 設置先名 石原 朝子
製品名 IR-ADVC3330F-RG シリアルNo. YDY05001
請求期間 2023/02/01~2023/03/01 伝票No. KE000122602519

品名	今回値	前回値	控除数	ご使用数	数量・月数	単価	金額
1 カラーコピー	648	644	0	4	4	12.00	48
2 カラープリント	1,286	1,286	0	0	0	12.00	0
3 ブラック	8,624	8,618	0	6	50	3.00	150
品名	カウンター保守料金						
1 カラーコピー			1	~			
2 カラープリント							
3 ブラック			1	~			

(ミニマム 50カット/月含む)

<各種サービス料金合計> 料金合計 (税抜) 198
(10%対象) 198
消費税等 19
ご請求額合計 217

事務費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 3,875 円

●事務用品代(キューブファイル代)

No. _____

領 収 証

令和 4 年 5 月 23 日

石原とむこ事務所 様

✱ 3,875 -

但 商品代金として(キューブファイル代)

上記正に領収いたしました

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

(有)たけ事務 東風平
八重瀬町字東風平398番
TEL/FAX (098) 998-9833

APICA DR 322

事務費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 120 円

●事務用品代(切手代)(労働基準局へ申告書提出)

領収書

石原朝子 様

[証紙切手引受]
第一種定形外(規格内) 23.5g
@120 1通 ¥120

小 計 ¥120

郵便物引受合計通数 1通
課税計(10%) ¥120
(内消費税等 ¥10)
非課税計 ¥0

△計 ¥120
□計 ¥120
お預り金額 ¥120



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2022年 7月 6日 12:41
発行No. 220706A4369 端N53箱01
連絡先: 具志頭郵便局
TEL: 098-998-2642

事務費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 1,000 円

●事務用品代(コピー用紙)

領 収 証

No. _____

石原ともこ 様

令和 4 年 7 月 7 日

✦ ¥1,000 -

但 商品代金として(コピー用紙)記入
上記正に領収いたしました

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

(有)たけ事務 東風平
八重瀬町字東風平398番
TEL/FAX (098) 998-98

統一様式-①

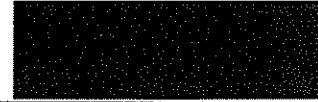
経費区分別支出一覧表

経費区分 人件費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
4/30	賃金(4月分)	69,700	全額	69,700
5/31	賃金(5月分)	78,720	全額	78,720
6/30	賃金(6月分)	77,080	全額	77,080
7/30	賃金(7月分)	77,080	全額	77,080
8/31	賃金(8月分)	83,640	全額	83,640
9/30	賃金(9月分)	80,360	全額	80,360
10/31	賃金(10月分)	78,476	全額	78,476
11/29	賃金(11月分)	76,770	全額	76,770
12/28	賃金(12月分)	69,093	全額	69,093
2/6	賃金(1月分)	52,886	全額	52,886
2/28	賃金(2月分)	56,298	全額	56,298
3/31	賃金(3月分)	70,799	全額	70,799
7/6	労働保険料(労災保険・雇用保険)事業所負担分	14,834	その他	11,415
人件費 充当合計				882,317

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名
住所



(令和4年度)

単位:円

月日	支給額	社会保険料控除額	雇用保険	支払額	受領印	備考
4月30日	69,700	0	209	69,491		
5月31日	78,720	0	236	78,484		
6月30日	77,080	0	231	76,849		
7月30日	77,080	0	231	76,849		
8月31日	83,640	0	251	83,389		
9月30日	80,360	0	241	80,119		
10月31日	78,476	0	392	78,084		
11月29日	76,770	0	384	76,386		
12月28日	69,093	0	345	68,748		
2月6日	52,886	0	264	52,622		
2月28日	56,298	0	281	56,017		
3月31日	70,799	0	354	70,445		
合計	870,902		3,419	867,483		

令和 4 年度 雇用職員申告票

議員名 石原朝子

被雇用職員名	[Redacted]	
議員との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族(続柄: 妹)	<input type="checkbox"/> 議員の親族外
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

令和4年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

[Redacted]



住所

[Redacted]

雇用者 沖縄県議会議員

石原朝子



勤務の実態を証する提出書類

出勤簿 タイムカード その他: 広報紙配付実績一覧表

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

雇 用 契 約 書

氏 名	生年月日
住 所	電話番号

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日(更新可)
主な就業場所	八重瀬町宇東風平 30-1 lkafuna F202 号室 石原朝子事務所
主な職務内容	政務調査にかかる事務補助及び関係書類作成
就業時間	午前10時から午後5時まで(休憩時間 13時から14時)
休 日	水土日祝日、年末年始、盆休、有給休暇12日
給与(賃金)	時給 820 円
給与支払日	毎月月末×切
支払方法	<input checked="" type="radio"/> 直接払い <input type="radio"/> 口座振替
備 考	有給休暇日数は、労働基準法に順じ付与
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和 4 年 4 月 1 日

雇 用 者 氏名 石原 朝子

被雇用者 氏名

※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。

雇 用 契 約 書
(時給変更)

氏 名	■■■■■	生年月日	■■■■■
住 所	■■■■■	電話番号	■■■■■

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和 4 年 10 月 1 日 ~ 令和 5 年 3 月 31 日(更新可)
主な就業場所	八重瀬町字東風平 30-1 lkafuna F202 号室 石原朝子事務所
主な職務内容	政務調査にかかる事務補助及び関係書類作成
就業時間	午前 10 時から午後 5 時まで(休憩時間 13 時から 14 時)
休 日	水土日祝日、年末年始、盆休、有給休暇 12 日
給与(賃金)	時給 853 円
給与支払日	毎月月末〆切
支払方法	<input checked="" type="radio"/> 直接払い <input type="radio"/> 口座振替
備 考	有給休暇日数は、労働基準法に順じ付与
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。

令和 4 年 10 月 3 日

雇 用 者 氏名 石原 朝子

被雇用者 氏名

※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。

勤務実態申告票

【議員名 石原朝子】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの ・ 情報収集（新聞・雑誌・書籍・資料等） ・ 現地調査に係る補助随行（写真撮影、メモ作成等） ・ 訪問先との連絡・調整 等	20%
	研修に係るもの ・ 研修会・講演会の準備・運営（プログラム作成、施設・講師との連絡・調整等） 等	5%
	広聴広報に係るもの ・ 広報紙の記事作成、印刷業者との調整等 ・ 広報紙の配付 等	15%
	要請陳情等に係るもの ・ 要請陳情先の機関との連絡・調整 ・ 住民相談、意見交換の対応 ・ 要請文、陳情文の作成 等	10%
	会議に係るもの ・ 各種会議・住民相談会の準備・運営（資料作成、開催周知、連絡・調整等） ・ 企業会団体との意見交換会の準備・運営 等	10%
	資料作成に係るもの ・ 打合せ資料の作成 ・ 議会質問で使用するパネルの作成 等	10%
	事務所での庶務に係るもの ・ 備品、消耗品等の管理 ・ 電話・来客対応、議員への連絡調整 ・ 政務活動費の管理、収支報告書の作成 等	30%
小計		100%
政務活動以外の活動に係る職務		0%

令和3年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者 石原朝子

被雇用者

参考様式-④

充当割合:10/10(政務活動全額充当)

充当金額: 69,700 円

人件費

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名

住所



(令和4年度)

820円/時 × 6時間(10時~17時)=4,920円/日

月日	曜日	勤務時間		残業	備考	支払額	
4月1日	金	10:00~17:00	6			4,920	●
4月2日	土					0	
4月3日	日					0	
4月4日	月					0	
4月5日	火	10:00~17:00	6			4,920	●
4月6日	水					0	
4月7日	木	10:00~17:00	6			4,920	●
4月8日	金	10:00~17:00	6			4,920	●
4月9日	土					0	
4月10日	日					0	
4月11日	月	10:00~17:00	6			4,920	●
4月12日	火	10:00~15:00	5			4,100	●
4月13日	水					0	
4月14日	木	10:00~17:00	6			4,920	●
4月15日	金	10:00~17:00	6			4,920	●
4月16日	土					0	
4月17日	日					0	
4月18日	月	13:00~17:00	4			3,280	●
4月19日	火	10:00~17:00	6			4,920	●
4月20日	水					0	
4月21日	木	10:00~17:00	6			4,920	●
4月22日	金	10:00~17:00	6			4,920	●
4月23日	土					0	
4月24日	日					0	
4月25日	月	13:00~17:00	4			3,280	●
4月26日	火	10:00~17:00	6			4,920	●
4月27日	水					0	
4月28日	木	10:00~17:00	6			4,920	●
4月29日	金					0	昭和の日
4月30日	土					0	
合計			85			69,700	

出勤日数 15 日

85 時間 × 820 円 69,700 円 (4月分賃金)

参考様式-④

充当割合:10/10(政務活動全額充当)

充当金額:

78,720

円

人件費

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名

住所

(令和4年度)

820円/時×6時間(10時~17時)=4,920円/日

月日	曜日	勤務時間	勤務時間	残業	備考	支払額	印
5月1日	日					0	
5月2日	月	10:00~17:00	6			4,920	●
5月3日	火					0	憲法記念日
5月4日	水					0	みどりの日
5月5日	木					0	子どもの日
5月6日	金	10:00~17:00	6			4,920	●
5月7日	土					0	
5月8日	日					0	
5月9日	月	10:00~17:00	6			4,920	●
5月10日	火	10:00~17:00	6			4,920	●
5月11日	水					0	
5月12日	木	10:00~17:00	6			4,920	●
5月13日	金	10:00~17:00	6			4,920	●
5月14日	土					0	
5月15日	日					0	
5月16日	月	10:00~17:00	6			4,920	●
5月17日	火	10:00~17:00	6			4,920	●
5月18日	水					0	
5月19日	木	10:00~17:00	6			4,920	●
5月20日	金	10:00~17:00	6			4,920	●
5月21日	土					0	
5月22日	日					0	
5月23日	月	10:00~17:00	6			4,920	●
5月24日	火	10:00~17:00	6			4,920	●
5月25日	水					0	
5月26日	木	10:00~17:00	6			4,920	●
5月27日	金	10:00~17:00	6			4,920	●
5月28日	土					0	
5月29日	日					0	
5月30日	月	10:00~17:00	6			4,920	●
5月31日	火	10:00~17:00	6			4,920	●
合計			96			78,720	

出勤日数 16 日

96 時間 × 820 円 78,720 円 (5月分賃金)

参考様式-④

充当割合:10/10(政務活動全額充当)

充当金額: 77,080 円

人件費

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名

住所

(令和4年度)

820円/時×6時間(10時~17時)=4,920円/日

月日	曜日	勤務時間	勤務時間	残業	備考	支払額	印
6月1日	水					0	
6月2日	木	10:00~17:00	6			4,920	●
6月3日	金	10:00~17:00	6			4,920	●
6月4日	土					0	
6月5日	日					0	
6月6日	月	10:00~15:00	5			4,100	●
6月7日	火	10:00~17:00	6			4,920	●
6月8日	水					0	
6月9日	木	10:00~17:00	6			4,920	●
6月10日	金	10:00~17:00	6			4,920	●
6月11日	土					0	
6月12日	日					0	
6月13日	月	10:00~17:00	6			4,920	●
6月14日	火	10:00~17:00	6			4,920	●
6月15日	水					0	
6月16日	木	10:00~17:00	6			4,920	●
6月17日	金	10:00~17:00	6			4,920	●
6月18日	土					0	
6月19日	日					0	
6月20日	月	10:00~17:00	6			4,920	●
6月21日	火	10:00~17:00	6			4,920	●
6月22日	水					0	
6月23日	木					0	慰霊の日
6月24日	金	10:00~17:00	6			4,920	●
6月25日	土					0	
6月26日	日					0	
6月27日	月	10:00~15:00	5			4,100	●
6月28日	火	10:00~17:00	6			4,920	●
6月29日	水					0	
6月30日	木	10:00~17:00	6			4,920	●
合計			94			77,080	

出勤日数 16 日

94 時間 × 820 円 77,080 円 (6月分賃金)

参考様式-④

充当割合:10/10(政務活動全額充当)

充当金額: 77,080 円

人件費

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名

住所



(令和4年度)

820円/時×6時間(10時~17時)=4,920円/日

月日	曜日	勤務時間	勤務時間	残業	備考	支払額	印
7月1日	金	10:00~17:00	6			4,920	●
7月2日	土					0	
7月3日	日					0	
7月4日	月		6		有給	4,920	●●
7月5日	火	10:00~17:00	6			4,920	●●
7月6日	水					0	
7月7日	木	10:00~17:00	6			4,920	●●
7月8日	金	10:00~17:00	6			4,920	●●
7月9日	土					0	
7月10日	日					0	
7月11日	月	10:00~17:00	6			4,920	●●
7月12日	火	10:00~17:00	6			4,920	●●
7月13日	水					0	
7月14日	木	10:00~17:00	6			4,920	●●
7月15日	金	10:00~17:00	6			4,920	●●
7月16日	土					0	
7月17日	日					0	
7月18日	月					0	海の日
7月19日	火	10:00~17:00	6			4,920	●●
7月20日	水					0	
7月21日	木	10:00~17:00	6			4,920	●●
7月22日	金	10:00~17:00	6			4,920	●●
7月23日	土					0	
7月24日	日					0	
7月25日	月	13:00~17:00	4			3,280	●●
7月26日	火	10:00~17:00	6			4,920	●●
7月27日	水					0	
7月28日	木	10:00~17:00	6			4,920	●●
7月29日	金	10:00~17:00	6			4,920	●●
7月30日	土					0	
7月31日	日					0	
合計			94			77,080	

出勤日数 16 日

有給1日(病欠) 94 時間 × 820 円 77,080 円 (7月分賃金)

参考様式-④
 充当割合:10/10(政務活動全額充当)
 充当金額: 83,640 円

人件費

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名
 住所



(令和4年度)

820円/時×6時間(10時~17時)=4,920円/日

月日	曜日	勤務時間	勤務時間	残業	備考	支払額	印
8月1日	月		6		有給	4,920	●
8月2日	火		6		有給	4,920	●
8月3日	水					0	
8月4日	木		6		有給	4,920	●
8月5日	金		6		有給	4,920	●
8月6日	土					0	
8月7日	日					0	
8月8日	月		6		有給	4,920	●
8月9日	火		6		有給	4,920	●
8月10日	水					0	
8月11日	木					0	山の日
8月12日	金		6		有給	4,920	●
8月13日	土					0	
8月14日	日					0	
8月15日	月	10:00~17:00	6			4,920	●
8月16日	火	10:00~17:00	6			4,920	●
8月17日	水					0	
8月18日	木	10:00~17:00	6			4,920	●
8月19日	金	10:00~17:00	6			4,920	●
8月20日	土					0	
8月21日	日					0	
8月22日	月	10:00~17:00	6			4,920	●
8月23日	火	10:00~17:00	6			4,920	●
8月24日	水					0	
8月25日	木	10:00~17:00	6			4,920	●
8月26日	金	10:00~17:00	6			4,920	●
8月27日	土					0	
8月28日	日					0	
8月29日	月	10:00~17:00	6			4,920	●
8月30日	火	10:00~17:00	6			4,920	●
8月31日	水					0	
合計			102			83,640	

出勤日数 17 日

有給8日(病欠) 102 時間 × 820 円 83,640 円 (8月分賃金)

参考様式-④

充当割合:10/10(政務活動全額充当)

充当金額: 80,360 円

人件費

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名

住所

(令和4年度)

820円/時×6時間(10時~17時)=4,920円/日

月日	曜日	勤務時間	勤務時間	残業	備考	支払額	印
9月1日	木	10:00~17:00	6			4,920	●
9月2日	金	10:00~17:00	6			4,920	●
9月3日	土	/				0	
9月4日	日	/				0	
9月5日	月	10:00~17:00	6			4,920	●
9月6日	火	10:00~17:00	6			4,920	●
9月7日	水	/				0	
9月8日	木	10:00~17:00	6			4,920	●
9月9日	金	13:00~17:00	4			3,280	●
9月10日	土	/				0	
9月11日	日	/				0	
9月12日	月	10:00~17:00	6		有給	4,920	●
9月13日	火	13:00~17:00	4			3,280	●
9月14日	水	/				0	
9月15日	木	10:00~17:00	6			4,920	●
9月16日	金	10:00~17:00	6			4,920	●
9月17日	土	/				0	
9月18日	日	/				0	
9月19日	月	/			敬老の日	0	
9月20日	火	10:00~17:00	6			4,920	●
9月21日	水	10:00~17:00	6			4,920	●
9月22日	木	10:00~17:00	6			4,920	●
9月23日	金	/			秋分の日	0	
9月24日	土	/				0	
9月25日	日	/				0	
9月26日	月	10:00~17:00	6			4,920	●
9月27日	火	10:00~17:00	6			4,920	●
9月28日	水	/				0	
9月29日	木	10:00~17:00	6			4,920	●
9月30日	金	10:00~17:00	6			4,920	●
		/					
合計			98			80,360	

出勤日数 17 日

有給1日(病欠) 98 時間 × 820 円 80,360 円 (9月分賃金)

参考様式一④

充当割合:10/10(政務活動全額充当)

充当金額: 78,476 円

人件費

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名

住所

(令和4年度)

853円/時×6時間(10時~17時)=5,118円/日

月日	曜日	勤務時間	勤務時間	残業	備考	支払額	印
10月1日	土					0	
10月2日	日					0	
10月3日	月	10:00~17:00	6			5,118	●●
10月4日	火	10:00~17:00	6			5,118	●●
10月5日	水					0	
10月6日	木	10:00~17:00	6			5,118	●●
10月7日	金	10:00~17:00	6			5,118	●●
10月8日	土					0	
10月9日	日					0	
10月10日	月				体育の日	0	
10月11日	火	10:00~17:00	6			5,118	●●
10月12日	水					0	
10月13日	木	10:00~17:00	6			5,118	●●
10月14日	金	10:00~17:00	6			5,118	●●
10月15日	土					0	
10月16日	日					0	
10月17日	月	13:00~17:00	4			3,412	●●
10月18日	火	10:00~17:00	6			5,118	●●
10月19日	水					0	
10月20日	木	10:00~17:00	6			5,118	●●
10月21日	金	10:00~17:00	6			5,118	●●
10月22日	土					0	
10月23日	日					0	
10月24日	月	10:00~17:00	6		有給	5,118	●●
10月25日	火	13:00~17:00	4			3,412	●●
10月26日	水					0	
10月27日	木	10:00~17:00	6			5,118	●●
10月28日	金	10:00~17:00	6			5,118	●●
10月29日	土					0	
10月30日	日					0	
10月31日	月	10:00~17:00	6			5,118	●●
合計			92			78,476	

出勤日数 16 日

有給1日(私用) 92 時間 × 853 円 78,476 円 (10月分賃金)

参考様式-④

充当割合:10/10(政務活動全額充当)

充当金額: 76,770 円

人件費

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名

住所

(令和4年度)

853円/時×6時間(10時~17時)=5,118円/日

月日	曜日	勤務時間	勤務時間	残業	備考	支払額	印
11月1日	火	10:00~17:00	6			5,118	●
11月2日	水					0	
11月3日	木				文化の日	0	
11月4日	金	10:00~17:00	6			5,118	●
11月5日	土					0	
11月6日	日					0	
11月7日	月	13:00~17:00	4			3,412	●
11月8日	火	10:00~17:00	6			5,118	●
11月9日	水					0	
11月10日	木	10:00~17:00	6			5,118	●
11月11日	金	10:00~17:00	6			5,118	●
11月12日	土					0	
11月13日	日					0	
11月14日	月	10:00~17:00	6		有給	5,118	●
11月15日	火	10:00~17:00	6			5,118	●
11月16日	水					0	
11月17日	木	10:00~17:00	6			5,118	●
11月18日	金	10:00~17:00	6			5,118	●
11月19日	土					0	
11月20日	日					0	
11月21日	月	13:00~17:00	4			3,412	●
11月22日	火	10:00~17:00	6			5,118	●
11月23日	水				勤労感謝の日	0	
11月24日	木	10:00~17:00	6			5,118	●
11月25日	金	10:00~17:00	6			5,118	●
11月26日	土					0	
11月27日	日					0	
11月28日	月	13:00~17:00	4			3,412	●
11月29日	火	10:00~17:00	6			5,118	●
11月30日	水					0	
合計			90			76,770	

出勤日数 16 日

有給1日(私用) 90 時間 × 853 円 76,770円 (11月分賃金)

参考様式一④

充当割合:10/10(政務活動全額充当)

充当金額: 69,093 円

人件費

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名

住所

(令和4年度)

853円/時×6時間(10時~17時)=5,118円/日

月日	曜日	勤務時間	勤務時間	残業	備考	支払額	印
12月1日	木	10:00~17:00	6			5,118	●
12月2日	金	10:00~17:00	6			5,118	●
12月3日	土					0	
12月4日	日					0	
12月5日	月	13:00~17:00	4			3,412	●
12月6日	火	10:00~17:00	6			5,118	●
12月7日	水					0	
12月8日	木	10:00~17:00	6			5,118	●
12月9日	金	10:00~17:00	6			5,118	●
12月10日	土					0	
12月11日	日					0	
12月12日	月	13:00~17:00	4			3,412	●
12月13日	火	10:00~17:00	6			5,118	●
12月14日	水					0	
12月15日	木	10:00~17:00	6			5,118	●
12月16日	金	10:00~17:00	6			5,118	●
12月17日	土					0	
12月18日	日					0	
12月19日	月				病欠	0	
12月20日	火				病欠	0	
12月21日	水					0	
12月22日	木	10:00~17:00	6			5,118	●
12月23日	金	10:00~17:00	6			5,118	●
12月24日	土					0	
12月25日	日					0	
12月26日	月	13:00~17:00	4			3,412	●
12月27日	火	10:00~17:00	6			5,118	●
12月28日	水	10:00~13:00	3		御用納め	2,559	●
12月29日	木					0	
12月30日	金					0	
12月31日	土					0	
合計			81			69,093	

出勤日数 15 日

81 時間 × 853 円 69,093 円 (12月分賃金)

参考様式-④

充当割合:10/10(政務活動全額充当)

充当金額:

52,886

円

人件費

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名

住所

(令和5年)

853円/時×6時間(10時~17時)=5,118円/日

月日	曜日	勤務時間	勤務時間	残業	備考	支払額	印
1月1日	日				正月	0	
1月2日	月					0	
1月3日	火					0	
1月4日	水					0	
1月5日	木	10:00~17:00	6			5,118	●
1月6日	金	10:00~17:00	6			5,118	●
1月7日	土					0	
1月8日	日					0	
1月9日	月				成人の日	0	
1月10日	火	10:00~17:00	6			5,118	●
1月11日	水					0	
1月12日	木	10:00~17:00	6			5,118	●
1月13日	金	10:00~17:00	6			5,118	●
1月14日	土					0	
1月15日	日					0	
1月16日	月	13:00~17:00	4			3,412	●
1月17日	火					0	
1月18日	水					0	
1月19日	木	10:00~17:00	6			5,118	●
1月20日	金	10:00~17:00	6			5,118	●
1月21日	土					0	
1月22日	日					0	
1月23日	月	13:00~17:00	4			3,412	●
1月24日	火	10:00~17:00	6			5,118	●
1月25日	水					0	
1月26日	木	10:00~17:00	6			5,118	●
1月27日	金				私用	0	
1月28日	土					0	
1月29日	日					0	
1月30日	月				病欠	0	
1月31日	火				病欠	0	
合計			62			52,886	

出勤日数 11 日

62 時間 × 853 円 52,886 円 (1月分賃金)

参考様式-④

充当割合:10/10(政務活動全額充当)

充当金額: 56,298 円

人件費

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名

住所

(令和5年)

853円/時 × 6時間(10時~17時)=5,118円/日

月日	曜日	勤務時間	勤務時間	残業	備考	支払額	印
2月1日	水					0	
2月2日	木				病欠	0	
2月3日	金				病欠	0	
2月4日	土					0	
2月5日	日					0	
2月6日	月	13:00~17:00	4			3,412	
2月7日	火	10:00~17:00	6			5,118	
2月8日	水					0	
2月9日	木	10:00~17:00	6			5,118	
2月10日	金	10:00~17:00	6			5,118	
2月11日	土					0	
2月12日	日					0	
2月13日	月	13:00~17:00	4			3,412	
2月14日	火	10:00~17:00	6			5,118	
2月15日	水					0	
2月16日	木	10:00~17:00	6			5,118	
2月17日	金	10:00~17:00	6			5,118	
2月18日	土					0	
2月19日	日					0	
2月20日	月	13:00~17:00	4			3,412	
2月21日	火	10:00~17:00	6			5,118	
2月22日	水					0	
2月23日	木				天皇誕生日	0	
2月24日	金				私用	0	
2月25日	土					0	
2月26日	日					0	
2月27日	月	10:00~17:00	6			5,118	
2月28日	火	10:00~17:00	6			5,118	
						0	
						0	
						0	
合計			66			56,298	

出勤日数 12 日

66 時間 × 853 円 56,298 円 (2月分賃金)

参考様式-④
 充当割合:10/10(政務活動全額充当)
 充当金額: 70,799 円

人件費

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名

住所

(令和5年)

853円/時 × 6時間(10時~17時)=5,118円/日

月日	曜日	勤務時間	勤務時間	残業	備考	支払額	印
3月1日	水					0	
3月2日	木	10:00~15:00	5			4,265	●
3月3日	金	10:00~17:00	6			5,118	●
3月4日	土					0	
3月5日	日					0	
3月6日	月				私用	0	
3月7日	火	10:00~17:00	6			5,118	●
3月8日	水					0	
3月9日	木	10:00~17:00	6			5,118	●
3月10日	金	10:00~17:00	6			5,118	●
3月11日	土					0	
3月12日	日					0	
3月13日	月	13:00~17:00	4			3,412	●
3月14日	火	10:00~17:00	6			5,118	●
3月15日	水					0	
3月16日	木	10:00~17:00	6			5,118	●
3月17日	金	10:00~17:00	6			5,118	●
3月18日	土					0	
3月19日	日					0	
3月20日	月	13:00~17:00	4			3,412	●
3月21日	火				春分の日	0	
3月22日	水					0	
3月23日	木	10:00~17:00	6			5,118	●
3月24日	金	10:00~17:00	6			5,118	●
3月25日	土					0	
3月26日	日					0	
3月27日	月	13:00~17:00	4			3,412	●
3月28日	火					0	
3月29日	水					0	
3月30日	木	10:00~17:00	6			5,118	●
3月31日	金	10:00~17:00	6			5,118	●
合計			83			70,799	

出勤日数 15 日

83 時間 × 853 円 70,799 円 (3月分賃金)

人件費

- ・ 充当割合 : 10/10(政務活動のみで雇用しているため)
- ・ 充当金額 : 11,415 円

領収金額 14,834 円 - 3,419 円(労働者負担分) = 11,415 円

納付書・領収証書

労働保険 国庫金

※取扱庁名

沖縄労働局

※取扱庁番号

00075679

※収拠先 労働保険特別会計

0847

※厚生労働省所管

6118

※令和

04

年度

労働保険種別	都道府県	所管	管轄	基幹番号	積番号	※CD	※証券受領
4	7	1	0	1	0	4	2
8	4	3	0	0	0		

※至年度5月1日以降 現年度歳入組入

※会計年度(元号・令和は9)

04 - 04 04 - 04

※取納区分

62

※解決区分

※納付証券受領

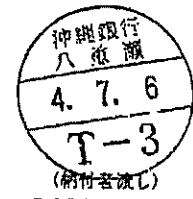
円

内	十	千	百	十	万	千	百	十	円
労働保険料				7	1	4	8	1	4
一般拠出金								1	2
納付額(合計額)				7	1	4	8	3	4

あて先
〒900-0006
那覇市
おもろまち2丁目1番1号
那覇第2地方合同庁舎3階

上記の合計額を領収しました。

領収日付等



沖縄労働局

労働保険特別会計歳入徴収官

納付の目的

- 令和
04 年度
第1 回
(繰上又は1回)
- 令和
03 年度
確定

(住所) 〒901-0401 八重瀬町
字東風平
30-11
Kafuna F202
(氏名) 石原ともこ事務所
石原 朝子

08-E005749 AA1A47R009589#
47101042843-000 0009589

股 E

納付の場所

日本銀行(本店・支店・代辦店又は歳入代領所)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署